

事務事業一元化調整関連資料

平成 17 年 8 月 25 日

山口県央部 1 市 4 町合併協議会事務局

事務事業の一元化調整(具体化したもの、変更を生じたもの)一覧

No.	協 定 項 目		事 務 事 業 名	調整内容			登 載 頁	
				具 体 化 し た も の	実 施 時 期 に 変 更 が 生 じ る も の	調 整 案 に 変 更 が 生 じ る も の		
1	8	地方税の取扱い		個人市町民税			○	1
2	〃	〃		固定資産税			○	3
3	14	一部事務組合等の取扱い		土地開発公社	○			4
4	〃	〃		山口県自治会館管理組合			○	8
5	〃	〃		山口県市町村職員退職手当組合			○	〃
6	〃	〃		山口県市町村消防団補償等組合			○	〃
7	〃	〃		山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合			○	〃
8	〃	〃		山口県市町村公平委員会			○	〃
9	15	使用料・手数料等の取扱い		道路占用料			○	10
10	〃	〃		斎場・火葬場の使用料	○			12
11	〃	〃		公営墓地の使用料	○		○	14
12	17	補助金・交付金等の取扱い		前納報奨金制度	○			15
13	22-3	各種事務事業の取扱い	広報広聴関係	広報紙	○			16
14	22-4	〃	消防防災事業	消防団員の定数、任期、定年、組織、人員	○			17
15	22-5	〃	高齢者福祉事業	寝具洗濯乾燥消毒サービス	○	○		20
16	〃	〃	〃	生きがい活動支援通所事業	○		○	21
17	〃	〃	〃	緊急通報体制等整備	○		○	22
18	〃	〃	〃	はり・きゅう施術費助成	○	○		23
19	〃	〃	〃	公共交通利用優遇事業	○			24
20	22-6	〃	障害者福祉事業	(重度)心身障害児(者)福祉手当	○			25
21	22-7	〃	児童福祉事業	児童クラブ	○	○		26
22	〃	〃	〃	保育料	○	○		28
23	〃	〃	〃	民間保育所への運営費補助	○	○		31
24	22-9	〃	保健・医療事業	成人健康診査	○	○		32

No.	協 定 項 目		事 務 事 業 名	調整内容			登 載 頁	
				具 体 化 し た も の	実 施 時 期 に 変 更 が 生 じ る も の	調 整 案 に 変 更 が 生 じ る も の		
25	22-10	〃	生活環境事業	廃棄物処理手数料・指定ごみ袋	○		○	33
26	17	補助金・交付金等の取扱い		資源ごみ回収事業報奨金	○	○		38
27	22-11	各種事務事業の取扱い	農林水産事業	農業金融事業	○			39
28	〃	〃	〃	土地改良事業(補助金・分担金)	○			40
29	22-12	〃	商工・観光事業	企業誘致事業	○			43
30	22-16	〃	水道事業	水道料金の算定・収納	○		○	45
31	15	使用料・手数料等の取扱い		公立幼稚園の授業料・入園料	○			47
32	17	補助金・交付金等の取扱い		私立幼稚園助成(就園奨励費補助)	○	○		48
33	22-18	各種事務事業の取扱い	社会教育事業	図書館の管理運営・移動図書館の状況			○	49
34	22-20	〃	その他事業	交通災害共済事業			○	51
35	22-19	〃	コミュニティ施策	防犯灯設置等補助金		○		52
36	—	市議会関係	—	市議会会議の開催	—	—	—	53
37	—	〃	—	委員会の状況	—	—	—	54
38	—	〃	—	予算・決算の審査	—	—	—	55

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	税務	中項目	市町村税の状況	小項目	税制の状況(対象、税率等)
事業名	個人市町民税			協定項目	8 地方税の取扱い
専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会	コード	07-01-02-01

現

況

個人市町民税

区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
納税義務者	市内に住所を有する個人 ・・・所得割、均等割 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 ・・・均等割	同 左	同 左	同 左	同 左
賦課期日	1月1日	同 左	同 左	同 左	同 左
課税標準及び税率	均等割： 3,000円 所得割： 課税所得金額に対して 200万円以下 3% 200万円超～700万円以下 8% 700万円超 10%	同 左	同 左	同 左	同 左
非課税範囲	1. ①生活保護法による生活扶助を受けている者 ②障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で前年の合計金額が125万円以下の者 2. ①均等割のみを課す者のうち前年の合計所得が下記算式以下の者 (控除対象配偶者+扶養親族数+1) ×32万円+20万円 (注) 20万円の加算は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 ②市内に住所を有する夫婦で、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻 3. 所得割を課さない	1. ①、②は、左と同じ。 2. ①については、下記による。 合計所得が下記算式以下の者 (控除対象配偶者+扶養親族数+1) ×28万円+17万6千円 (注) 17万6千円の加算は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 ②については、左と同じ。	同 左	同 左	同 左
申告期限	・市民税申告書又は所得税の確定申告書 ・・・3月15日 ・給与支払い報告書 ・・・1月 末日 ・異動届出書 ・・・4月15日 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日	同 左	同 左	同 左	同 左
納 期	特別徴収：(7月10日～翌年6月10日) 普通徴収 1期 6月16日～6月30日 2期 8月16日～8月31日 3期 10月16日～10月31日 4期 翌年1月16日～1月31日	特別徴収については、左と同じ。 普通徴収 1期 6月16日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 翌年1月1日～1月31日	特別徴収については、左と同じ。 普通徴収 1期 6月17日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 翌年1月1日～1月31日	同 左	特別徴収については、左と同じ。 普通徴収 1期 6月17日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 11月1日～11月30日

根拠法令 地方税法、山口市税条例、小郡町税条例、秋穂町税条例、阿知須町税条例

事務一元化現況・分析調書（2）

大項目	税務	中項目	市町村税の状況	小項目	税制の状況（対象、税率等）				
事業名	個人市町民税			協定項目	8 地方税の取扱い				
専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会	コード	07-01-02-01				
調整上の課題		課題への対応		調整案					
<p>◆ 均等割についての課題点 各市町とも標準税率を採用しており、特になし。</p> <p>◆ 非課税範囲についての課題点 厚生労働大臣が定める保護の基準における級地区分の相違等により、山口市と小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町間（市町間）で均等割非課税範囲が相違している。</p> <p>【参考】厚生労働大臣が定める保護の基準における級地区分</p> <table border="1"> <tr> <td>2級地</td> <td>山口市</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町</td> </tr> </table> <p>◆ 納期についての課題点 第2期以降の納期が、山口市のみ半月でその他の町は1カ月間である。 普通徴収の第4期の納期が、徳地町のみ異なる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>普通徴収の納期については、「小郡町の例により調整する」こととなっていたが、合併後に使用する予定の現山口市システムでの運用上、現実的な対応が困難である。</p> </div>		2級地	山口市	3級地	小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町	<p>◆ 均等割についての対応 必要なし。</p> <p>◆ 非課税範囲についての対応 ・ 新市の級地区分（2級地）に合わせて算出する。（4町においては、非課税範囲が広がる。）</p> <p>◆ 納期についての対応 普通徴収の納期は、小郡町の例による。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>条例に基づいた現実的な運用による納期を設定することとする。（現山口市の納期）</p> <p>1期：6月16日～6月30日</p> <p>2期：8月16日～8月31日</p> <p>3期：10月16日～10月31日</p> <p>4期：翌年1月16日～1月31日</p> </div>		<p>◆ 均等割についての調整案 (◎) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 ()</p> <p>◆ 非課税範囲についての調整案 () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 ()</p> <p>◆ 納期についての調整案 () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2. 小郡町山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 ()</p>	
2級地	山口市								
3級地	小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町								

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町村税の状況			小項目	税制の状況(対象、税率等)																																																
事業名	固定資産税	分科会名	税務分科会			協定項目	8 地方税の取扱い																																																
専門部会名	財務部会					コード	07-01-02-03																																																
現況						分析																																																	
<p>固定資産税</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> <tr> <td>課税客体</td> <td>土地、家屋、償却資産</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>納税義務者</td> <td>固定資産の所有者</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>賦課期日</td> <td>1月1日</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>税率及び免税点</td> <td>税率 課税標準額の1.4% 免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>非課税の範囲</td> <td>地方税法第348条による</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>申告期限</td> <td>償却資産の申告：1月31日</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>納期</td> <td>1期 4月16日～4月30日 2期 7月16日～7月31日 3期 12月16日～12月28日 4期 2月16日～2月末日</td> <td>1期 4月16日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 2月1日～2月末日</td> <td>1期 4月1日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 2月1日～2月末日</td> <td>1期 4月17日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌2月1日～2月末日</td> <td>1期 4月17日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 1月1日～1月31日</td> </tr> </table> <p>根拠法令 地方税法、山口市税条例、小郡町税条例、秋穂町税条例、阿知須町税条例、徳地町税条例</p>						区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	課税客体	土地、家屋、償却資産	同左	同左	同左	同左	納税義務者	固定資産の所有者	同左	同左	同左	同左	賦課期日	1月1日	同左	同左	同左	同左	税率及び免税点	税率 課税標準額の1.4% 免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	同左	同左	同左	同左	非課税の範囲	地方税法第348条による	同左	同左	同左	同左	申告期限	償却資産の申告：1月31日	同左	同左	同左	同左	納期	1期 4月16日～4月30日 2期 7月16日～7月31日 3期 12月16日～12月28日 4期 2月16日～2月末日	1期 4月16日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 2月1日～2月末日	1期 4月1日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 2月1日～2月末日	1期 4月17日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌2月1日～2月末日	1期 4月17日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 1月1日～1月31日	調整上の課題	
						区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																												
						課税客体	土地、家屋、償却資産	同左	同左	同左	同左																																												
						納税義務者	固定資産の所有者	同左	同左	同左	同左																																												
						賦課期日	1月1日	同左	同左	同左	同左																																												
						税率及び免税点	税率 課税標準額の1.4% 免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	同左	同左	同左	同左																																												
						非課税の範囲	地方税法第348条による	同左	同左	同左	同左																																												
						申告期限	償却資産の申告：1月31日	同左	同左	同左	同左																																												
						納期	1期 4月16日～4月30日 2期 7月16日～7月31日 3期 12月16日～12月28日 4期 2月16日～2月末日	1期 4月16日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 2月1日～2月末日	1期 4月1日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 2月1日～2月末日	1期 4月17日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌2月1日～2月末日	1期 4月17日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 1月1日～1月31日																																												
						納期についての課題点 第1期の納期が、秋穂町のみ1カ月間でその他の市町は半月である。 第2期以降の納期が、山口市のみ半月でその他の町は1カ月間である。 第4期の納期が、徳地町のみ異なる。		課題への対応																																															
賦課業務等の事務作業上、第1期については4月半ばから、また第2期以降の納期については構成団体において1ヵ月を主流としていることから、小郡町の採用する納期により対応する。		<p>17年度は年度途中の合併ため、当初納期のまま。平成18年度より小郡町の例による。ただし、第3期の納期限は12月26日とする。</p>																																																					
調整案																																																							
<p>納期についての調整案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(◎) 2. 小郡町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他 ()</p>																																																							

事務一元化現況・分析調書 (1)

大項目	公社等	中項目	土地開発公社の状況	小項目	土地開発公社の組織・機構
事業名				協定項目	14 一部事務組合等の取扱い
専門部会名	財務部会	分科会名	財産分科会	コード	26-01-01-01

現 況

1 役員 の 状況

平成16年3月31日現在

	山口市土地開発公社	小郡町土地開発公社	徳地町土地開発公社
理事長	助 役	助 役	助 役
副理事長	経済部長	議長	-
常任(務)理事	経済部次長	総務部長	町職員(建設課付け)
理事	市職員5人	町議会議員3人 町職員2人	町職員7人
理事・合計人数	8人	8人	9人
監事	企画財政部次長 出納室長	町監査委員2人	町監査委員1人 出納室長
監事・合計人数	2人	2人	2人

2 職員 の 状況

平成16年3月31日現在

	山口市土地開発公社	小郡町土地開発公社	徳地町土地開発公社
事務局長	商工振興課長	財務課長	常務理事兼務
職員(事務局員)	市職員2人(商工振興課)	5人(財務課、会計室)	
職員合計人数	3人	6人	1人

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	公社等	中項目	土地開発公社の状況	小項目	土地開発公社の経営状況
事業名				協定項目	14 一部事務組合等の取扱い
専門部会名	財務部会	分科会名	財産分科会	コード	26-01-02-01

現

況

3 貸借対照表

平成14年4月1日から平成15年3月31日(単位:円)

区分		山口市	小郡町	徳地町	
資産の部	流動資産	(1)現金及び預金	355,439,632	64,059,401	15,962
		(2)未収金	0	140,000	0
		(3)未収収益	0	0	0
		(4)公有用地	3,243,586,348	13,715,097	0
		(5)完成土地	0	0	0
		(6)未成土地	3,530,655,915	1,615,439,934	0
		(7)前渡金	0	0	0
		(8)仮払金	0	0	0
		(9)代行用地	0	0	0
		(合計)	7,129,681,895	1,693,354,432	15,962
	固定資産(合計)	45,873,372	220,000	5,008,530	
資産合計		7,175,555,267	1,693,574,432	5,024,492	

負債の部	流動負債	(1)未払金	0	0	0
		(2)前受金	0	363,099,512	0
		(3)短期借入金	2,126,809,278	0	0
		(4)普通引当金	0	0	0
		(合計)	2,126,809,278	363,099,512	0
	固定負債	(1)長期借入金	4,688,201,055	1,248,597,466	0
		(2)普通引当金	0	0	0
		(3)特定引当金	80,845,000	0	0
		(合計)	4,769,046,055	1,248,597,466	0
		負債合計	6,895,855,333	1,611,696,978	0

資本の部	基本金	(1)基本財産	10,000,000	5,000,000	5,000,000
		(2)運用基金(財産)	0	0	0
		基本金(基本財産)	10,000,000	5,000,000	5,000,000
	準備金	(1)前年度繰越剰余金	263,690,202	74,047,082	27,092
		(2)当年度純損失	0	0	0
		(3)当年度純利益	6,009,732	2,830,372	△2,600
		準備金	269,699,934	76,877,454	24,492
資本合計		279,699,934	81,877,454	5,024,492	

4 損益計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日(単位:円)

区分	山口市	小郡町	徳地町
事業収益	601,901,066	3,034,397	0
(1)公有地取得事業収益	497,272,549	0	0
(2)土地造成事業収益	100,701,517	0	0
(3)附帯等事業収益	3,927,000	3,034,397	0
事業原価	603,318,531	0	0
(1)公有地取得事業原価	499,259,413	0	0
(2)土地造成事業原価	100,909,118	0	0
(3)附帯等事業原価	3,150,000	0	0
事業総利益	△1,417,465	3,034,397	0
販売費及び一般管理費	610,931	220,018	75,600
事業利益	△2,028,396	2,814,379	△75,600
事業外収益	19,207,163	15,993	73,000
(1)受取利息	13,097	15,593	3,000
(2)受取酒当金	0	400	0
(3)雑収益	19,194,066	0	70,000
事業外費用	11,169,035	0	0
(1)支払利息	11,169,035	0	0
経常利益	6,009,732	2,830,372	△2,600
特別損失	0	0	0
(1)固定資産破棄損	0	0	0
当期純利益	6,009,732	2,830,372	△2,600

*区分の土地開発公社名は省略

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	公社等	中項目	土地開発公社の状況	小項目	土地開発公社の経営状況
事業名				協定項目	14 一部事務組合等の取扱い
専門部会名	財務部会	分科会名	財産分科会	コード	26-01-02-01

現 況

5. 準備金・基本金・引当金の状況

(単位：千円)

区分	平成14年度	
山口市	準備金	269,699
	引当金	80,845
	基本金	10,000
	合計	360,544
小郡町	準備金	76,877
	引当金	0
	基本金	5,000
	合計	81,877
徳地町	準備金	24
	引当金	0
	基本金	5,000
	合計	5,024
合計	準備金	346,600
	引当金	80,845
	基本金	20,000
	合計	447,445

6. 現金預金保有額の状況

(単位：千円)

区分	平成14年度	
山口市	預金・現金	355,439
	未収金	0
	小計(A)	355,439
	未払金	0
	前受金	0
	小計(B)	0
	差引(A-B)	355,439
小郡町	預金・現金	64,059
	未収金	140
	小計(A)	64,199
	未払金	0
	前受金	363,100
	小計(B)	363,100
	差引(A-B)	-298,901
徳地町	預金・現金	15
	未収金	0
	小計(A)	15
	未払金	0
	前受金	0
	小計(B)	0
	差引(A-B)	15
合計	預金・現金	419,513
	未収金	140
	小計(A)	419,653
	未払金	0
	前受金	363,100
	小計(B)	363,100
	差引(A-B)	56,553

7. 保有土地、借入金、支払利息、人件費の状況

区分	平成14年度		
	面積 (㎡)	期末残高 (千円)	
山口市	公有土地	25,180	3,243,586
	完成土地	0	0
	未成土地	290,340	3,530,655
	保有土地合計	315,520	6,774,241
	民間資金(短期)		2,126,809
	民間資金(長期)		4,688,201
	借入金合計		6,815,010
	支払利息		76,187
	人件費		0
	小郡町	公有土地	4,101
完成土地		0	0
未成土地		20,224	1,615,440
保有土地合計		24,325	1,629,155
民間資金(短期)			0
民間資金(長期)			1,248,597
借入金合計			1,248,597
支払利息			47,823
人件費			84
徳地町		公有土地	0
	完成土地	0	0
	未成土地	0	0
	保有土地合計	0	0
	民間資金(短期)		0
	民間資金(長期)		0
	借入金合計		0
	支払利息		0
	人件費		0
	合計	公有土地	29,281
完成土地		0	0
未成土地		310,564	5,146,095
保有土地合計		339,845	8,403,396
民間資金(短期)			2,126,809
民間資金(長期)			5,936,798
借入金合計			8,063,607
支払利息			124,010
人件費			84

※区分の土地開発公社名は省略

事務一元化現況・分析調書 (2)

大項目	公社等	中項目	土地開発公社の状況	小項目	土地開発公社の組織・機構及び経営状況
事業名				協定項目	14 一部事務組合等の取扱い
専門部会名	財務部会	分科会名	財産分科会	コード	26-01-01-01・26-01-02-01
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<p>公共用地の先行取得業務等は、新市のまちづくりを行うためにも、必要であると考えられることから、1市2町(山口市、小郡町、徳地町)で設立している土地開発公社を、1土地開発公社に統合する必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>存続させる土地開発公社をどこにするか。</p> <p>解散する公社の財産の譲渡の方法について、有償譲渡とするか無償譲渡(債務引受)とするか。</p> <p>役員を取扱について。</p> </div>		<p>新市の土地開発公社を発足させる必要があるため、1市2町の土地開発公社のうち2土地開発公社は、残る1土地開発公社に財産を譲渡した後、合併の前日までに解散し、新市において、残る1土地開発公社を新市の土地開発公社とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 経営規模の大きい山口市土地開発公社を存続させることが事務効率上、最も効率的であることから、山口市土地開発公社を存続させ、小郡町土地開発公社及び徳地町土地開発公社を解散する。</p> <p>2 小郡町土地開発公社の保有資産を山口市土地開発公社が有償取得し、小郡町及び徳地町土地開発公社の残余財産については、新市に帰属させる(徳地町土地開発公社は保有財産無し)。</p> <p>3 任命権者である新市の市長が就任し、新役員を任命するまでは、合併前の山口市土地開発公社の役員が引き続き就任する。</p> </div>		<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>(◎) 7. その他()</p> <p>1市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とする。他の2土地開発公社は、残る1土地開発公社に財産を譲渡し、合併の前日までに解散する。</p>	

①一部事務組合の総括表

協定項目	14 一部事務組合等の取扱い
調整案の内容	
<p>ア. 1市4町のみが構成団体となっている一部事務組合は消滅するため、新市で事務、財産及び債務を引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。</p> <p>イ. 合併の日の前日をもって関係の一部事務組合を解散し、新市において事務を行う。また、財産及び債務は協議のうえ新市に引き継ぎ、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。</p> <p>ウ. 合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。 ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、加入の方向で調整を図るものとする。</p> <p>エ. 合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退する。 ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、調整を図るものとする。</p> <p>オ. 合併の日に新市と関係の一部事務組合を構成するその他の市町村等で当該組合を構成する。</p>	

(平成16年3月31日現在)

組合の名称	設置年月日	共同処理する事務	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	その他	調整案の内容
山口・防府地区広域事務組合	H 2. 2. 1	地域開発計画	○	○	○		○	防府市 美東町 秋芳町 阿東町	オ
養護老人ホーム秋楽園組合	S27. 4. 30	老人ホームの維持管理業務	○	○	○	○	○	美東町 秋芳町	オ
山口市・秋穂町水道企業団	S36. 1. 23	水道供給事業	○		○				ア
山口・小郡地域広域水道企業団	S54. 4. 2	水道用水供給事業	○	○	○	○			ア
山口県中部環境施設組合	S47. 6. 1	じん芥、し尿処理事業、火葬事業	○	○	○			阿東町	イ
山口地域消防組合	H 1. 4. 1	火災予防、消防活動	○	○				阿東町	イ
宇部・阿知須公共下水道組合	H 3. 5. 1	公共下水道				○		宇部市	オ
山口県市町村職員退職手当組合	S33. 4. 1	常勤職員の退職手当の支給		○	○	○	○	全町村組合	ウ
山口県市町村消防団員補償等組合	S28. 6. 1	非常勤消防団員の損害補償		○	○	○	○	全町村3市組合	ウ
山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合	S43. 4. 1	非常勤職員の公務災害補償		○	○	○	○	全町村組合	ウ
山口県市町村災害基金組合	S35. 7. 18	市町村災害基金の管理運営	○	○	○	○	○	全市町村	オ
山口県自治会館管理組合	S52. 4. 1	山口県自治会館の管理		○	○	○	○	全町村	オ

②機関の共同設置総括表

協定項目	14 一部事務組合等の取扱い
調整案の内容	
<p>ア. 山口県市町村公平委員会については、合併の日の前日をもって共同設置から脱退し、新市において事務を行う。ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、加入の方向で調整を図るものとする。</p> <p>イ. 山口市等公平委員会については、合併の日の前日をもって共同設置を廃止し、新市において、新市と山口・防府地区広域事務組合で公平委員会を共同設置する。</p> <p>ウ. 阿知須・秋徳介護認定審査会については、合併の日の前日をもって共同設置を廃止し、新市において事務を行う。</p>	

(平成16年3月31日現在)

機関の名称	設置年月日	共同執行する事務等	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	その他	調整案の内容
山口県市町村公平委員会	S42. 8. 1	公平委員会の事務		○	○	○	○	柳井市、美祢市、長門市、全町村、組合	エ
山口市等公平委員会	S52. 1. 1	同上	○					山口県中部環境施設組合、山口地域消防組合、山口・防府地区広域事務組合	イ
阿知須・秋徳介護認定審査会	H 11. 6. 25	介護認定審査の事務			○	○			ウ

事務一元化現況・分析調書

大項目	一部事務組合等	中項目	一部事務組合の状況	協定項目	14 一部事務組合等の取扱い
事業名	山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村消防団員補償等組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合、山口県市町村災害基金組合、山口県自治会館管理組合				
専門部会名	総務部会、財務部会	分科会名		コード	25-01-01-01

現 況 等

(平成16年3月31日現在)

名称	山口県市町村職員退職手当組合	山口県市町村消防団員補償等組合	山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合	山口県市町村災害基金組合	山口県自治会館管理組合
設立年月日	昭和33年4月1日	昭和28年6月1日	昭和43年4月1日	昭和35年7月18日	昭和52年4月1日
構成団体	40町村23組合	3市40町村4組合	40町村28組合1広域連合	県内全市町村	県内全町村
組織役員	組合長、副組合長2人	組合長、副組合長2人	組合長、副組合長2人	組合長、副組合長	組合長、副組合長2人
事務局	事務局長(町村会事務局長兼務)職員4人	事務局長(町村会事務局長兼務)職員5人	事務局長(町村会事務局長兼務)職員(他団体職員兼務)	事務局長(町村会事務局長兼務)職員(他団体職員兼務)	事務局長(町村会事務局長兼務)職員2人
目的等	退職手当の支給は、一時的多額の財源を必要とするため、町村財政に及ぼす圧迫の排除を図るとともに、町村間における退職手当不均衡の是正、町村職員の福利向上及び経常的経費の節減を図り、財政運営の健全化に資する。	消防団員が後顧の憂いなく消防任務に挺身できるように補償制度を確立するため、市町村の消防団員公務災害補償に関する互助組織を創設することとなり、この災害補償事務を共同処理する。	非常勤職員の災害補償の統一的専門的実施体制の確立、補償の迅速かつ公正な実施の確保、また事務の効率化の観点から共同処理する。	市町村が災害対策のために行う積立金に関する事務を共同処理し、財政運営の健全化に資する。	町村の議員及び職員の研修、福利厚生等を行うため、山口県自治会館の取得並びに管理に関する事務を共同処理する。
主要事業	町村長、助役、収入役、教育長及び非常勤職員の退職手当の支給事務	① 非常勤消防団員及び消防作業従事者等の公務災害補償費の支給 ② 非常勤消防団員の退職報償金の支給 ③ 非常勤消防団員及び消防職員の賞じゅつ金の支給	議会議員、行政委員会委員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤途上の災害に対する補償事務	① 災害復旧事業費等に充てるため、基金の処分、交付 ② 単年度内での災害復旧事業費等の貸付 ③ 銀行との協調融資により、低利率融資の斡旋 ④ 消防防災施設整備資金の貸付	① 自治会館の取得 ② 自治会館の維持管理 ③ 町村議会議員の研修

調 整 案

山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村消防団員補償等組合及び山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、調整を図るものとする。
山口県市町村災害基金組合については、合併の日に新市と関係の一部事務組合を構成するその他の市町村等(県内全市町村)で、当該組合を構成する。
山口県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退する。ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、調整を図るものとする。

(専門部会、分科会)・災害基金組合、自治会館管理組合については、引き続き継続加入することとする。・その他の一部事務組合については、財政的負担等の面から、合併時には、脱退の方向で調整を進めていくこととする。・合併後においては、町村会の動向等を踏まえながら、調整を図ることとする。

(首長会) 山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村消防団員補償等組合及び山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、加入の方向で調整を図るものとする。山口県自治会館管理組合については、合併の日に新市と関係の一部事務組合を構成するその他の市町村等で当該組合を構成する。

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	建設	中項目	道路・橋梁の状況	小項目	道路占用料
事業名	道路占用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	建設部会	分科会名	土木・河川分科会	コード	10-01-06-01

現況

道路占用料

占 用 物 件		単 位	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町
道路法第32条 第1項第1号に 掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	1,000円	770円	770円	770円	770円
	第二種電柱		1,600円	1,200円	770円	1,200円	1,200円
	第三種電柱		2,200円	1,600円	770円	1,600円	1,600円
	第一種電話柱		930円	690円	690円	690円	690円
	第二種電話柱		1,500円	1,100円	690円	1,100円	1,100円
	第三種電話柱		2,100円	1,500円	690円	1,500円	1,500円
	その他柱類		72円	53円	53円	53円	53円
	共架電線その他上空に設ける線類	1mにつき1年	10円	7円	—	7円	7円
	地下電線その他地下に設ける線類		5円	4円	—	4円	4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円	520円	—	520円	520円
	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年	480円	360円	—	360円	360円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	郵便差出箱		600円	450円	—	450円	450円
広告塔	表示面積1㎡につき1年	4,400円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	
その他のもの	占有面積1㎡につき1年	1,400円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	
道路法第32条 第1項第2号に 掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	1mにつき1年	48円	36円	36円	36円	36円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		72円	53円	53円	53円	53円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		95円	71円	71円	71円	71円
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		190円	140円	140円	140円	140円
	外径が0.4m以上1m未満のもの		480円	360円	360円	360円	360円
	外径が1m以上のもの		950円	710円	710円	710円	710円
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,400円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
道路法第32条 第1項第5号に 掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.003を乗じて得た額	—	Aに0.003を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	—	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	—	Aに0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路		2,900円	710円	710円	—	710円
	地下に設ける通路		1,500円	360円	360円	—	360円
その他のもの		1,400円	1,100円	1,100円	—	1,100円	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	建設	中項目	道路・橋梁の状況					小項目	道路占用料
事業名	道路占用料							協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	建設部会	分科会名	土木・河川分科会					コード	10-01-06-01
現況								分	析
調								整	
上								の	
課								題	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	
対								応	
の								課	
題								への	
の								対	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境保全	中項目	斎場・火葬場の状況	小項目	管理運営等
事業名	斎場・火葬場の使用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	環境部会	分科会名	環境保全分科会	コード	17-03-01-02

現況

斎場・火葬場使用料

市町名			山口市北部		山口市小鯖地区		山口市南部・小郡町・秋穂町		徳地町		阿知須町	
施設名			山口市斎場		防府市斎場		山口県中部環境施設組合浄明苑		徳地火葬場		宇部市火葬場	
種別	区分	単位	市内住民	市外住民	市内住民	市外住民	関係区域住民	関係区域外住民	町内住民	町外住民	関係区域住民	関係区域外住民
火葬施設	大人(12歳以上)	1体につき	無料	30,000円	無料	35,000円*1	無料	30,000円	3,000円	4,500円	1,300円	1,950円
	小人(12歳未満)	1体につき	無料	20,000円	無料	25,000円*1	無料	20,000円			700円	1,050円
	死産児	1胎につき	無料	5,000円	無料	12,000円*1	無料	5,000円			300円	450円
	産汚物又は人体の一部	1件につき	無料	3,000円	1,500円*1	3,000円*1	無料	3,000円			100円	150円
待合室	1室につき	2時間	3,000円	6,000円	3,000円	3,000円	無料	無料				
	超過使用料	1時間あたり	1,000円	2,000円	1,500円	1,500円	-	-				
葬祭場	1回につき	3時間	20,000円	40,000円	30,000円	60,000円	20,000円	40,000円				
	超過使用料	1時間あたり	6,000円	12,000円	10,000円	20,000円	6,000円	12,000円				
	通夜による使用	午後5時～翌日午前9時まで	10,000円	20,000円	20,000円	40,000円						
通夜室	通夜に限る使用	午後5時～翌日午前9時まで	10,000円	20,000円	-	-	10,000円	20,000円				
	葬祭に使用 1回につき	3時間	20,000円	40,000円	-	-	20,000円	40,000円				
	超過使用料	1時間あたり	6,000円	12,000円	-	-	6,000円	12,000円				
多目的室	1回につき	2時間	-	-	3,000円	3,000円	-	-				
	超過使用料	1時間あたり	-	-	1,500円	1,500円	-	-				
霊安室	1体につき	24時間以内	3,000円	6,000円	3,000円	6,000円	3,000円	6,000円				

*1 午後10時から翌日の午前5時までの作業は、3割増し。

事務一元化現況・分析調書（2）

大項目	環境保全	中項目	斎場・火葬場の状況	小項目	管理運営等																				
事業名	斎場・火葬場の使用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																				
専門部会名	環境部会	分科会名	環境保全分科会	コード	17-03-01-02																				
調整上の課題		課題への対応		調整案																					
<p>(1) 斎場・火葬場を利用できるエリアが存在する。</p> <p>(2) 市町において斎場・火葬場の利用料金が異なる。 また、山口市小鯖地区においては、建設当初の約束事等あり防府市斎場についても使用可能であり、減免措置等により防府市民同様の料金として取り扱われている。</p> <p>(3) 各施設により定休日等が若干異なる。</p> <p>(4) 阿知須町は、宇部市斎場を関係区域住民扱いで有料で使用している。</p> <p>(5) 徳地火葬場においては、徳地町民であっても有料となる。</p>		<p>(1) 斎場・火葬場を利用できるエリアについては、現行のエリアを基本とし、調整を行う。なお、付近住民の感情を考慮する必要がある。</p> <p>(2) 斎場・火葬場の利用料金については、施設の程度（新旧）があることから、当面現行の料金体制とする。</p> <p>(3) 新市に以降後も当分の間現行どおりとし、使用者（エリア内住民等）の検討を考慮し、随時調整する。</p> <p>(4) 阿知須町については、新市で対応する場合は、利用エリアの見直しを検討する必要がある。 ・阿知須町民の火葬施設の使用料については、無料の方向で検討する。</p> <p>(5) 徳地町民の火葬施設の使用料については無料とし、徳地火葬場以外に山口市斎場（山口市仁保）を利用できる方向で検討する。</p> <p>(6) エリア外住民については、市外扱いとし、有料とする。</p> <p>[参考] 火葬施設の利用区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>炉数</th> <th>14年度使用・利用状況</th> <th>利用できる区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市斎場（山口市仁保）</td> <td>5基</td> <td>932件</td> <td>山口市北部（徳地町）</td> </tr> <tr> <td>防府市斎場</td> <td>7基</td> <td>64件</td> <td>山口市小鯖地区 他</td> </tr> <tr> <td>山口県中部環境施設組合 斎場「浄明苑」</td> <td>4基</td> <td>243件 163件 99件</td> <td>山口市南部 小郡町 秋穂町 （阿知須町）</td> </tr> <tr> <td>徳地火葬場</td> <td>1基</td> <td>83件</td> <td>徳地町</td> </tr> </tbody> </table> <p>*（ ）は、今後調整予定の区域。 *汚物炉は対象外としている。 *阿知須町は宇部市に業務委託している。14年度使用件数は、81件。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>山口市斎場及び徳地火葬場並びに浄明苑を利用する際に、同一市民において施設利用のエリアが必要かを検討した結果、施設の相互利用による市民の公平な施設利用と利便性の向上の観点から、「現行エリア」を撤廃することとした。 火葬施設の利用料は、山口市住民及び山口市外住民と区分し、山口市住民については火葬施設の使用料を無料とし、山口市外住民の火葬施設の使用は有料とすることとした。</p> </div>		施設名	炉数	14年度使用・利用状況	利用できる区域	山口市斎場（山口市仁保）	5基	932件	山口市北部（徳地町）	防府市斎場	7基	64件	山口市小鯖地区 他	山口県中部環境施設組合 斎場「浄明苑」	4基	243件 163件 99件	山口市南部 小郡町 秋穂町 （阿知須町）	徳地火葬場	1基	83件	徳地町	<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>(◎) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 なお、徳地町民、阿知須町民の火葬施設の使用料については、無料で調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他 ()</p>	
施設名	炉数	14年度使用・利用状況	利用できる区域																						
山口市斎場（山口市仁保）	5基	932件	山口市北部（徳地町）																						
防府市斎場	7基	64件	山口市小鯖地区 他																						
山口県中部環境施設組合 斎場「浄明苑」	4基	243件 163件 99件	山口市南部 小郡町 秋穂町 （阿知須町）																						
徳地火葬場	1基	83件	徳地町																						

事務一元化現況・分析調書

大項目	環境保全	中項目	墓地・納骨堂の状況	小項目	管理運営等
事業名	公営墓地の使用料			協定項目	15 使用料・手数料等の取扱い
専門部会名	環境部会	分科会名	環境保全分科会	コード	17-04-01-02

現況

分析

I (1) 公営墓地の使用料

市町名	名称	区画の種別	面積	使用料	市町名	名称	区画の種別	面積	使用料				
山口市	山口市営 終墓地	普通	4.00㎡ ～7.00㎡	1㎡につき 55,000円	小郡町	小郡町営 円座墓園	整形地	3.78㎡	S62年度中に使用許可した者	300,000円			
	山口市営 ふしの第一・ 第二墓地	第1種	3.24㎡	150,000円					不整形地	区画ごと	面積比率等により算定	S63年度中に使用許可した者	310,000円
		第2種	4.00㎡	180,000円								平成元年度以降に使用許可した者	320,000円
		第3種	6.25㎡	250,000円									
		第4種	16.00㎡	500,000円									
	不整形 第1種	3.24㎡未満	面積に43,000円(1㎡につき)を乗じて得た額	阿知須町		個人墓地	無料	ただし、増設の墓地については、工事費により20万円～30万円の負担(工事代金)5㎡～6㎡ 資格：町内に在住する戸籍筆頭記載者に限る					
	不整形 第2種	3.24㎡以上 4.00㎡未満	3.24㎡を超える面積に35,000円(1㎡につき)を乗じて得た額に150,000円を加算した額			納骨堂	保管料	200,000円	*ただし、阿知須町に住所を有する者及び町長の認められた者については、保管料を要しない。				
	不整形 第3種	4.00㎡以上 6.25㎡未満	4.00㎡を超える面積に28,000円(1㎡につき)を乗じて得た額に180,000円を加算した額			納骨堂管理事務所	会議室及び研修文化活動等	9時～17時まで 17時～22時まで	1,050円 1,570円				
	不整形 第4種	6.25㎡以上 16.00㎡未満	6.25㎡を超える面積に23,000円(1㎡につき)を乗じて得た額に250,000円を加算した額				冠婚葬祭等	9時～17時まで 一昼夜	3,150円 5,250円				
	不整形 第5種	16.00㎡以上	16.00㎡を超える面積に20,000円(1㎡につき)を乗じて得た額に500,000円を加算した額										
山口市	山口市霊園	普通	4.00㎡ ～6.25㎡	1㎡につき 55,000円									
	山口市営 終第二霊園	普通	4.00㎡	1㎡につき 55,000円									
	山口市営 終第三霊園	普通	4.00㎡ ～5.00㎡	1㎡につき 65,000円									

- ・ 秋穂町、徳地町には、公営墓地がない。
- ・ 市町において、墓地・墓園の使用料金、墓地返還時の料金の返還割合が異なる。
- ・ 阿知須町のみ納骨堂がある。

※ 墓園：公園付き墓地

課題への対応

- ・ 墓地・墓園については、使用可能な地域を限定しない。ただし、阿知須町の合同納骨塔については、現行どおりとし、当該地域住民についてのみ使用可とする。
- ・ 墓地・墓園の使用料金については、建設当時の価格設定の経緯を踏まえ、現状の価格とする。
- ・ 墓地等返還に伴う還付金については、一番条件のよい小郡町の例にならう。
- ・ 永代清掃料については、納入済みであることから、墓地等返還時には還付しない。

阿知須町の合同納骨塔については、新市全域で使用可とするが、阿知須エリア市民は、当時の約束事等があるため当分の間無料とし、他市民は20万円の保管料とすることとする。

調整案

- (◎) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。(墓地・墓園使用料、清掃料)
- (◎) 2. 小郡町の例により調整する。(墓地・墓園返還に伴う使用料の返還割合)
- () 3. 新たに制度等を創設する。
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他 ()

(2) 墓地返還に伴う使用料還付金

返還額	山口市	小郡町
3年以内	全額	全額
3年～5年	2分の1	2分の1(3年を超えるとき)
5年～	4分の1	-

II (1) 永代清掃料

単位\市町名	山口市	小郡町
1㎡あたり	5,000円×面積×1.05	
1区画あたり	ふしの第一、第二墓地 10,000円×1.05	21,000円(内税)

(2) 墓地返還に伴う清掃料還付金

返還額	小郡町
9年以内	納付清掃料を10で除した数値に経過年数を乗じて得た額を納付清掃料から控除した額
9年を超えるとき	還付しない

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町村税の状況			小項目	税制の状況(対象、税率等)																																
事業名	前納報償金制度					協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																																
専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会			コード	07-01-02-12																																
現況						分析																																	
前納報償制度						調整上の課題																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">山口市</th> <th style="width: 15%;">小郡町</th> <th style="width: 15%;">秋穂町</th> <th style="width: 15%;">阿知須町</th> <th style="width: 15%;">徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前納報償金の交付限度額</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">平成14年度より制度廃止</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> </tr> <tr> <td>交付率</td> <td style="text-align: center;">100分の0.5</td> <td style="text-align: center;">100分の0.4</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">100分の0.9</td> </tr> <tr> <td>算定月数に1ヶ月未満の端数がある場合の処理方法</td> <td style="text-align: center;">14日以下=切り捨てる 15日以上=1ヶ月とする</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> </tr> <tr> <td>報償金の端数処理の方法</td> <td style="text-align: center;">10円未満は切り捨てる</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> </tr> <tr> <td>交付しないこととする額</td> <td style="text-align: center;">10円未満</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">100円未満</td> </tr> </tbody> </table>						区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	前納報償金の交付限度額	平成14年度より制度廃止	10万円	同左	同左	同左	交付率	100分の0.5	100分の0.4	同左	100分の0.9	算定月数に1ヶ月未満の端数がある場合の処理方法	14日以下=切り捨てる 15日以上=1ヶ月とする	同左	同左	同左	報償金の端数処理の方法	10円未満は切り捨てる	同左	同左	同左	交付しないこととする額	10円未満	同左	同左	100円未満	課題への対応	
区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																		
前納報償金の交付限度額	平成14年度より制度廃止	10万円	同左	同左	同左																																		
交付率		100分の0.5	100分の0.4	同左	100分の0.9																																		
算定月数に1ヶ月未満の端数がある場合の処理方法		14日以下=切り捨てる 15日以上=1ヶ月とする	同左	同左	同左																																		
報償金の端数処理の方法		10円未満は切り捨てる	同左	同左	同左																																		
交付しないこととする額		10円未満	同左	同左	100円未満																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">平成14年度実績</th> <th style="width: 15%;">山口市</th> <th style="width: 15%;">小郡町</th> <th style="width: 15%;">秋穂町</th> <th style="width: 15%;">阿知須町</th> <th style="width: 15%;">徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付件数(件)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">4,712</td> <td style="text-align: center;">1,934</td> <td style="text-align: center;">2,417</td> <td style="text-align: center;">2,673</td> </tr> <tr> <td>交付金額(千円)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">20,960</td> <td style="text-align: center;">2,244</td> <td style="text-align: center;">4,215</td> <td style="text-align: center;">5,299</td> </tr> </tbody> </table>						平成14年度実績	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	交付件数(件)	0	4,712	1,934	2,417	2,673	交付金額(千円)	0	20,960	2,244	4,215	5,299	<p>山口市は既に制度を廃止しているが、4町には引き続き本制度が存続しており、この制度の廃止、存続を問題点とした。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">細部の計算方法について、決定する必要がある。</p> <p>市町税収入の早期確保と、納税の促進効果を目的に設けられた制度であるが、社会情勢の変化による納税意識の定着とともに、報償金の交付が市町税のうち普通徴収に限定されるなど不公平感があることなどから、税に対する報償制度の縮減見直しが進められている。</p> <p>しかしながら、本制度の徴収率向上等の効果面や合併による激変緩和も考慮し、経過措置として、実施時期(期限)や対象税目等を絞り込んだ上で、制度を継続する必要がある。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">旧4町の固定資産について計算した税額に対して報奨金を計算する。ただし償却資産に係る税額については除くこととする。</p> <p>(償却資産を除く理由) 償却資産については申告方式となっており、合併後は旧1市4町分まとめて申告されることになるので、旧4町に係る償却資産の所在について正確な把握が不可能となり、積算ができなくなるため、償却資産を報奨金計算の対象から除く。</p> <p>前納報奨金の交付限度額 10万円 交付率 100分の0.5</p> <p>算定月数 納期前納付をした日の翌日からそれぞれの納期の始日の前日までの月数(1ヶ月未満の端数がある場合においては14日以下は切り捨て、15日以上は1ヶ月とする。)</p> <p>端数処理 10円未満切り捨て</p> <p>交付しないこととする額 10円未満</p>															
平成14年度実績	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																		
交付件数(件)	0	4,712	1,934	2,417	2,673																																		
交付金額(千円)	0	20,960	2,244	4,215	5,299																																		
<p>※ 報償金の対象税目は、徳地町が個人市(町)民税及び固定資産税であり、小郡町、秋穂町及び阿知須町は固定資産税である。</p>						調整案																																	
						<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. () の例により調整する。</p> <p>(◎) 3. 新たに制度等を創設する。 合併年度及びこれに続く3年間に限り、旧4町の区域を対象地区として、固定資産税のみを対象税目に交付率を100分の0.5に統一して、制度を実施する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																																	

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	広報広聴活動の状況	小項目	広報活動																																				
事業名	広報紙			協定項目	22-3 広報広聴事業																																				
専門部会名	住民部会	分科会名	住民生活・広報広聴分科会	コード	23-01-01-01																																				
現況				分析																																					
広報紙 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>A4版・2色刷り（但し、表・裏表紙のみ4色刷り。1月1日号は全ページ4色刷り。） 50,500部 月2回発行（毎月1日・15日、12頁～16頁）</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>A4版・2色刷り（ただし、表・裏表紙のみ4色刷り。） 10,700部 月1回発行（第1金曜日・原則16頁） 広報カレンダーA3版・1色刷り 10,600部 月1回発行（25日頃、表・裏）</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>A4版・2色刷り 3,100部 月1回発行（毎月1日、16～24頁）</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>広報あじす…A4版・単色刷り（ただし、表・裏表紙のみ2色刷り。1月号は、裏表のみ4色刷りでそれ以外は2色刷り。） 3,450部 16ページ 毎月5日発行 広報あじすお知らせ版…A4版・単色刷り 3,300部 4ページ 毎月20日発行（12月はなし）</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>A4版・2色刷り 3,400部 月1回発行（毎月5日、12～20頁）</td> </tr> </tbody> </table>					内容等	山口市	A4版・2色刷り（但し、表・裏表紙のみ4色刷り。1月1日号は全ページ4色刷り。） 50,500部 月2回発行（毎月1日・15日、12頁～16頁）	小郡町	A4版・2色刷り（ただし、表・裏表紙のみ4色刷り。） 10,700部 月1回発行（第1金曜日・原則16頁） 広報カレンダーA3版・1色刷り 10,600部 月1回発行（25日頃、表・裏）	秋穂町	A4版・2色刷り 3,100部 月1回発行（毎月1日、16～24頁）	阿知須町	広報あじす…A4版・単色刷り（ただし、表・裏表紙のみ2色刷り。1月号は、裏表のみ4色刷りでそれ以外は2色刷り。） 3,450部 16ページ 毎月5日発行 広報あじすお知らせ版…A4版・単色刷り 3,300部 4ページ 毎月20日発行（12月はなし）	徳地町	A4版・2色刷り 3,400部 月1回発行（毎月5日、12～20頁）	調整上の課題																									
	内容等																																								
山口市	A4版・2色刷り（但し、表・裏表紙のみ4色刷り。1月1日号は全ページ4色刷り。） 50,500部 月2回発行（毎月1日・15日、12頁～16頁）																																								
小郡町	A4版・2色刷り（ただし、表・裏表紙のみ4色刷り。） 10,700部 月1回発行（第1金曜日・原則16頁） 広報カレンダーA3版・1色刷り 10,600部 月1回発行（25日頃、表・裏）																																								
秋穂町	A4版・2色刷り 3,100部 月1回発行（毎月1日、16～24頁）																																								
阿知須町	広報あじす…A4版・単色刷り（ただし、表・裏表紙のみ2色刷り。1月号は、裏表のみ4色刷りでそれ以外は2色刷り。） 3,450部 16ページ 毎月5日発行 広報あじすお知らせ版…A4版・単色刷り 3,300部 4ページ 毎月20日発行（12月はなし）																																								
徳地町	A4版・2色刷り 3,400部 月1回発行（毎月5日、12～20頁）																																								
声の広報の発行 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>発行日</th> <th>部数</th> <th>委託先</th> <th>配布方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>毎月1日</td> <td></td> <td>ボランティアグループやまびこの会</td> <td>委託先が郵送</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>随時</td> <td></td> <td>阿知須音響の会(ボランティアグループ)</td> <td>メンバーが配達</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					発行日	部数	委託先	配布方法	山口市	—				小郡町	毎月1日		ボランティアグループやまびこの会	委託先が郵送	秋穂町	—				阿知須町	随時		阿知須音響の会(ボランティアグループ)	メンバーが配達	徳地町	—				課題への対応							
	発行日	部数	委託先	配布方法																																					
山口市	—																																								
小郡町	毎月1日		ボランティアグループやまびこの会	委託先が郵送																																					
秋穂町	—																																								
阿知須町	随時		阿知須音響の会(ボランティアグループ)	メンバーが配達																																					
徳地町	—																																								
点字広報の発行 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>発行日</th> <th>部数</th> <th>規格</th> <th>委託先</th> <th>配布方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>毎月15日</td> <td>65</td> <td>B5・35頁</td> <td>山口市社会福祉協議会</td> <td>社会福祉協議会が市内盲人世帯へ郵送</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					発行日	部数	規格	委託先	配布方法	山口市	毎月15日	65	B5・35頁	山口市社会福祉協議会	社会福祉協議会が市内盲人世帯へ郵送	小郡町	—					秋穂町	—					阿知須町	—					徳地町	—					<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙は月2回（毎月1日号と15日号）とし、全市民的な情報を中心に構成する。 ・1日号は市政全般にわたる情報を掲載し、15日号はお知らせ版とする。 ・各総合支所の行事、情報で全市民的に情報提供すべきもの（全市民に参加を呼びかけるもの、ホットな情報、話題）は市報に掲載する。 ・新市の創刊号は、開所式等の写真等を掲載する必要があるため、10月15日に発行することとする。 ・新市の市報の名称は「市報やまぐち」とする。 ・新市の市報の構成、デザインは、創刊号からリニューアルする。 ・ホームページについて、新市で一つのホームページに統一する。なお、これまでの市町の特色を生かしたものになるよう、工夫をこらして実施するものとする。 	
	発行日	部数	規格	委託先	配布方法																																				
山口市	毎月15日	65	B5・35頁	山口市社会福祉協議会	社会福祉協議会が市内盲人世帯へ郵送																																				
小郡町	—																																								
秋穂町	—																																								
阿知須町	—																																								
徳地町	—																																								
広報モニター制度等 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称等</th> <th>委員数</th> <th>任期</th> <th>規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>山口市広報広聴モニター</td> <td>30人</td> <td>半年</td> <td>山口市広報広聴モニター設置要綱</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					名称等	委員数	任期	規定	山口市	山口市広報広聴モニター	30人	半年	山口市広報広聴モニター設置要綱	小郡町	—				秋穂町	—				阿知須町	—				徳地町	—				調整案							
	名称等	委員数	任期	規定																																					
山口市	山口市広報広聴モニター	30人	半年	山口市広報広聴モニター設置要綱																																					
小郡町	—																																								
秋穂町	—																																								
阿知須町	—																																								
徳地町	—																																								
				<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2. 山口市・阿知須町の例により調整する。 (ただし、声の広報及び、点字広報の発行並びに広報モニター制度については、関係団体等と調整を図りながら調整する。) () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 () 																																					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	消防・防災・治安	中項目	消防団の状況	小項目	組織・機構
事業名	消防団員の定員、任期、定年 組織、人員			協定項目	22各事務事業の取扱い、(4)消防防災事業
専門部会名	総務部会	分科会名	総務・消防分科会	コード	15-02-01-01、15-02-01-02

現況

山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町
(H16.6.1)	(H16.6.1)	(H16.6.1)	(H16.6.1)
組織・人員 団本部 18人 大殿分団 16人 白石分団 17人 湯田分団 17人 仁保分団 58人 小鯖分団 44人 大内分団 43人 宮野分団 32人 吉敷分団 38人 平川分団 35人 大歳分団 40人 陶分団 31人 鑄銭司分団 27人 名田島分団 32人 秋穂二島分団 54人 嘉川分団 54人 佐山分団 46人 合計 実員 602人 (定員 640人)	組織・人員 団本部 14人 第1分団 14人 第2分団 16人 第3分団 18人 第4分団 10人 合計 実員 72人 (定員 80人)	組織・人員 団本部 7人 大海分団 20人 中央分団 20人 浦分団 19人 合計 実員 66人 (定員 71人)	組織・人員 団本部 9人 第1分団 23人 第2分団 18人 第3分団 15人 合計 実員 65人 (定員 70人)
			徳地町
			(H16.6.1)
			組織・人員 団本部 3人 出雲分団 63人 八坂分団 53人 島地分団 57人 柚野分団 41人 串分団 25人 合計 実員 242人 (定員 280人)

消防団員の定員、任期、定年

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
消防団員の定員	640人	80人	71人	70人	280人
任期	なし	なし	2年(役員)	4年(再任可) (団員は除く)	なし
定年	団長、副団長	なし	なし	なし	なし
	分団長、副分団長、部長				
	班長以下				

(根拠法令等)

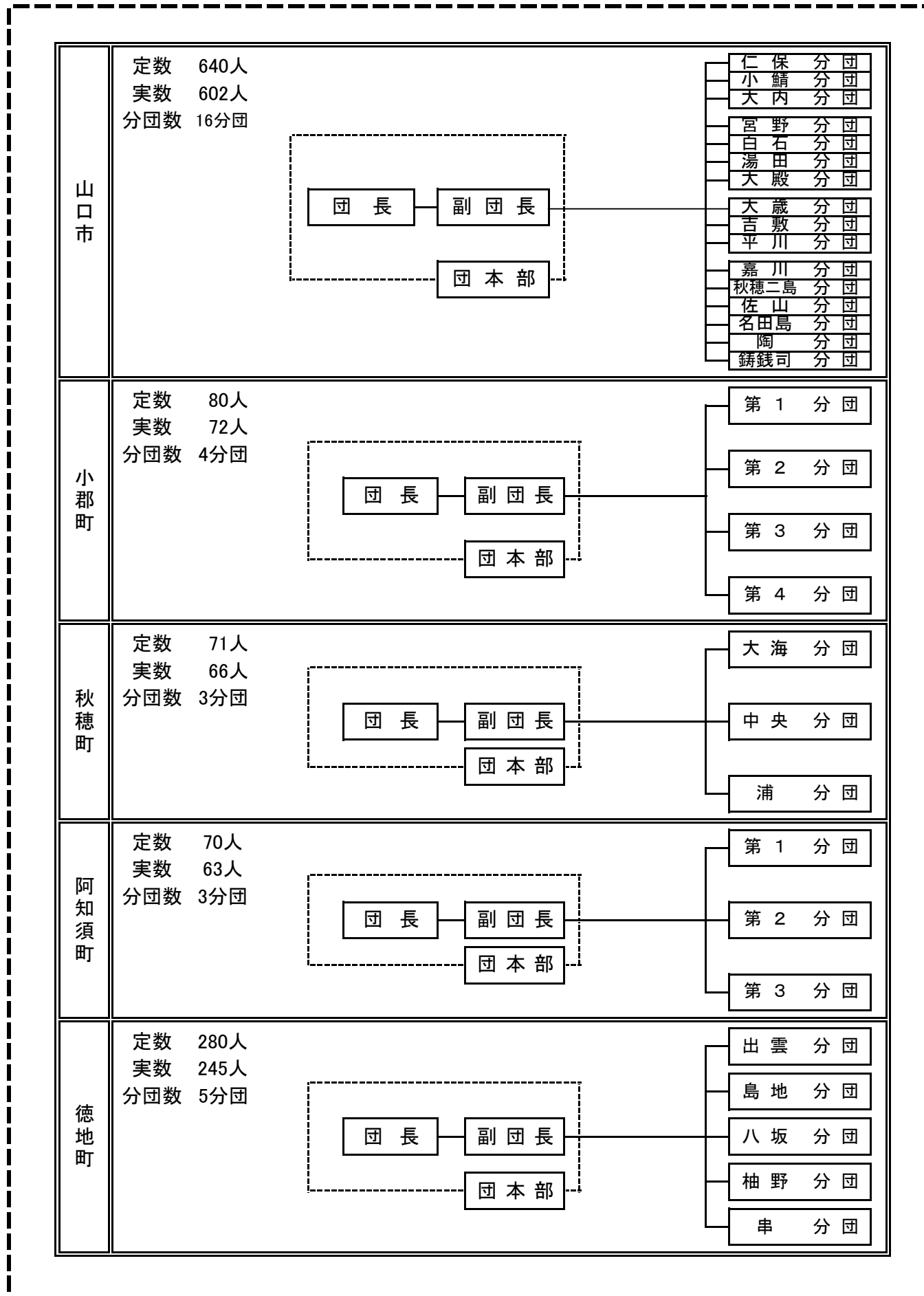
- ・山口市消防団員の定員、任免、給与、服装等に関する条例
- ・山口市消防団の組織に関する規則
- ・小郡町消防団条例
- ・秋穂町消防団条例
- ・秋穂町消防団規則
- ・阿知須町消防団条例
- ・阿知須町消防団規則
- ・徳地町消防団条例
- ・徳地町消防団の組織に関する規則

事務一元化現況・分析調書（2）

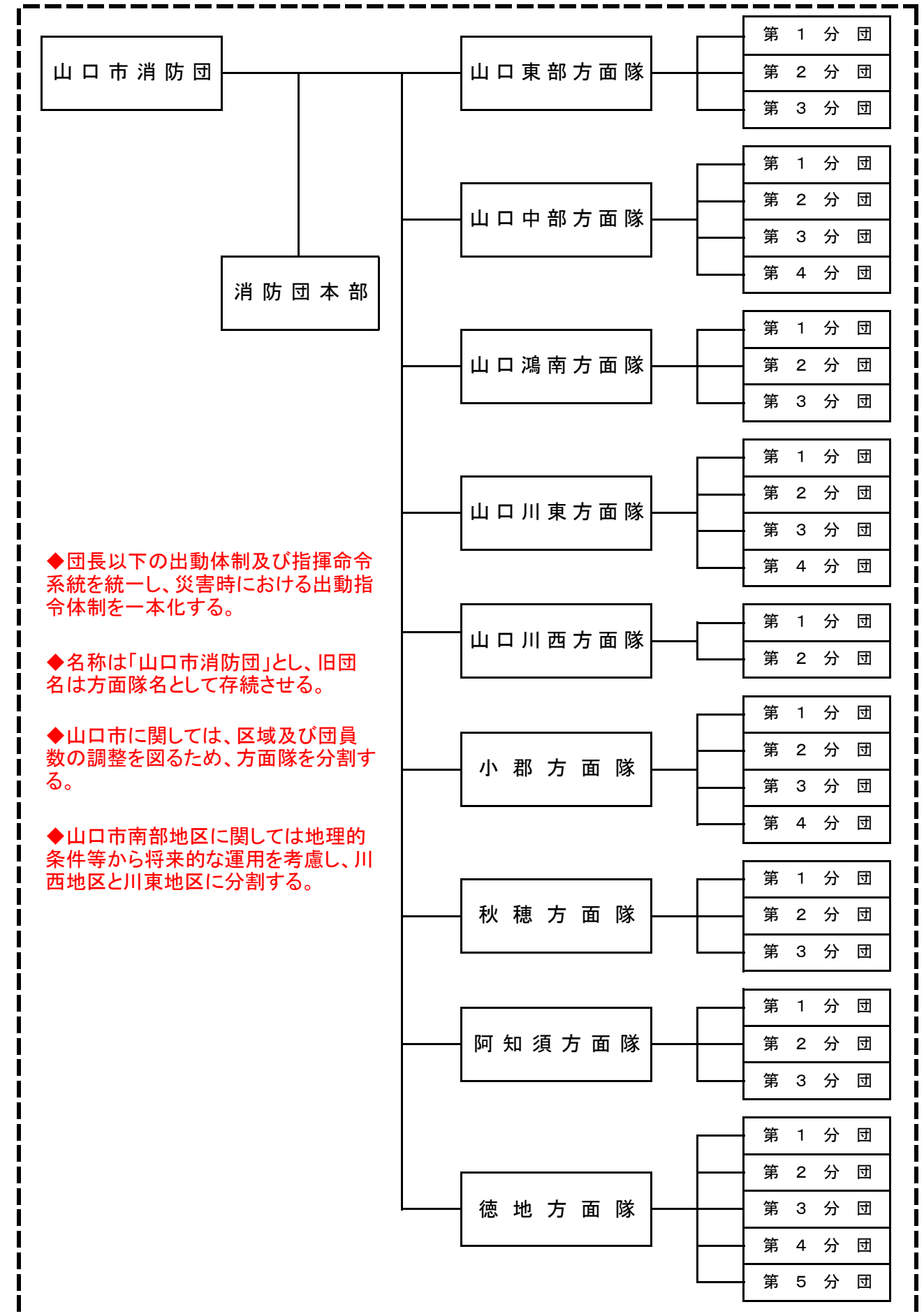
大項目	消防・防災・治安	中項目	消防団の状況	小項目	組織・機構
事業名	消防団員の定員、任期、定年 組織、人員	分科会名	総務・消防分科会	協定項目	22 各事務事業の取扱い、(4)消防防災事業
専門部会名	総務部会	コード	15-02-01-01、15-02-01-02	調整案	
調整上の課題		課題への対応		調整案	
1. 消防団組織においては、災害時における出動指令体制を一本化しておく必要がある。	1. 消防団の組織については、現在の各市町における分団は新市の分団として位置づけ、団長以下の出動体制及び指揮命令系統を統一する方向で、新市発足までに調整する。 消防庁からの通知「市町村合併に伴う消防団の取扱いについて（通知）」（消防消第194号）の内容を踏まえて、新たに制度等を創設する。	<p>団長以下の出動体制及び指揮命令系統を統一し、災害時における出動指令体制を一本化する。名称は山口市消防団とし、旧団名は方面隊名として存続させる。山口市は、区域及び団員数の調整を図るため、方面隊を分割し、山口市南部地区に関しては地理的条件等から将来的な運用を考慮し、川西地区と川東地区に分割する。</p>		1. 「組織」についての調整案 <input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. 市・町の例により調整する。 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 <input type="checkbox"/> 7. その他（ ）	
2. 消防団員の定員数及び人員数は、新市の消防力基準の見直し、及び各地域の管轄区域の見直しに基づき実情に応じた調整をする必要がある。	2. 消防団員の定員数、人員数については、各地域の実情に応じた調整を行うべきではあるが、増減等を図ることは地域の理解を得ることが必要であるため、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。			2. 「定員・人員」についての調整案 <input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. 市・町の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input checked="" type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 <input type="checkbox"/> 7. その他（ ）	
3. 団長、分団長等の役員において、任期を定めている町がある。	3. 消防団員役員等の任期については、新市における消防団体制の状況をみながら、その必要性や内容を速やかに調整する。			3. 「任期」についての調整案 <input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. 市・町の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input checked="" type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 <input type="checkbox"/> 7. その他（ ）	
4. 定年については、山口市は定めているが4町は定めていない。	4. 各地域の団の事情に応じた内部規定により、柔軟な対応を講ずるものとする。			4. 「定年」についての調整案 <input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. () の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input checked="" type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 <input type="checkbox"/> 7. その他（ ）	

新市消防団組織(案)

1市4町消防団組織図(現況)



山口市消防団組織図(案)



事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	介護予防・生活支援事業																																																		
事業名	寝具洗濯乾燥消毒サービス			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業																																																		
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-05-04																																																		
現況				分析																																																			
<p>寝具洗濯乾燥消毒サービス</p> <p>日常生活に使用する布団等寝具の洗濯乾燥消毒を行うことにより、老人の快適な生活の確保と健康の保持を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者</td> <td>低所得の65歳以上の独居、ねたきり老人 重度身体障害者</td> <td>低所得の65歳以上の独居、ねたきり老人</td> <td>寝たきり老人世帯及びひとり暮らし老人等で低所得の人</td> <td>低所得の65歳以上の独居、ねたきり老人</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>市</td> <td>町</td> <td>町(社協委託)</td> <td>町(社協委託)</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>布団を丸ごと水洗いし、乾燥</td> <td>水洗い、乾燥・消毒</td> <td>乾燥・消毒</td> <td>乾燥・消毒</td> <td>布団を丸ごと水洗いし、乾燥</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">利用料</td> <td>掛け布団 200円</td> <td rowspan="3">無料</td> <td rowspan="3">220円</td> <td rowspan="3">100円</td> <td rowspan="3">無料</td> </tr> <tr> <td>敷き布団 200円</td> </tr> <tr> <td>毛布 100円</td> </tr> <tr> <td>14年度実績 利用人員</td> <td>13人</td> <td>156人</td> <td>13人</td> <td>17人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>利用延べ件数</td> <td>17件</td> <td>384件</td> <td>15件</td> <td>34件</td> <td>40件</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>66,280円</td> <td>376,600円</td> <td>33,000円</td> <td>74,800円</td> <td>350,000円</td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	対象者	65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者	低所得の65歳以上の独居、ねたきり老人 重度身体障害者	低所得の65歳以上の独居、ねたきり老人	寝たきり老人世帯及びひとり暮らし老人等で低所得の人	低所得の65歳以上の独居、ねたきり老人	実施主体	市	町	町(社協委託)	町(社協委託)	町	内容	布団を丸ごと水洗いし、乾燥	水洗い、乾燥・消毒	乾燥・消毒	乾燥・消毒	布団を丸ごと水洗いし、乾燥	利用料	掛け布団 200円	無料	220円	100円	無料	敷き布団 200円	毛布 100円	14年度実績 利用人員	13人	156人	13人	17人	20人	利用延べ件数	17件	384件	15件	34件	40件	事業費	66,280円	376,600円	33,000円	74,800円	350,000円	調整上の課題	
					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																														
対象者	65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者	低所得の65歳以上の独居、ねたきり老人 重度身体障害者	低所得の65歳以上の独居、ねたきり老人	寝たきり老人世帯及びひとり暮らし老人等で低所得の人	低所得の65歳以上の独居、ねたきり老人																																																		
実施主体	市	町	町(社協委託)	町(社協委託)	町																																																		
内容	布団を丸ごと水洗いし、乾燥	水洗い、乾燥・消毒	乾燥・消毒	乾燥・消毒	布団を丸ごと水洗いし、乾燥																																																		
利用料	掛け布団 200円	無料	220円	100円	無料																																																		
	敷き布団 200円																																																						
	毛布 100円																																																						
14年度実績 利用人員	13人	156人	13人	17人	20人																																																		
利用延べ件数	17件	384件	15件	34件	40件																																																		
事業費	66,280円	376,600円	33,000円	74,800円	350,000円																																																		
課題への対応																																																							
<p>・対象者、事業内容、利用料に相違がある。</p> <p>・対象者は65歳以上の独居、ねたきり老人または独居でそれに準ずる重度身体障害者で寝具の衛生管理が困難な者とする。</p> <p>・水洗い・乾燥・消毒と乾燥・消毒の2種類とする。</p> <p>・1回1組(掛け布団・敷布団・毛布)水洗い・乾燥・消毒200円(単品100円)、乾燥・消毒100円(単品50円)とする。</p> <p>・低所得者は、無料とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①委託業者は民間業者を含めて検討する。</p> <p>②利用回数は年2回とする。(ただし、必要と認める場合、年4回まで随時、認めるものとする。)</p> <p>③平成18年4月1日から実施する。</p> <p>④平成18年施行される介護保険の新2段階方式を適応する。</p> </div>																																																							
調整案																																																							
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>(◎) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																																																							

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況			小項目	介護予防・生活支援事業																																										
事業名	生きがい活動支援通所事業				協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業																																											
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会			コード	19-04-05-14																																										
現況						分析																																											
<p>生きがい活動支援通所事業</p> <p>高齢者の社会参加を促進するとともに、要介護状態となるおそれのある高齢者等に対し、通所による各種のサービスを提供する。</p>						調整上の課題																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用対象者</td> <td>介護保険の対象とならない概ね65歳以上のひとり暮らし老人等</td> <td>概ね60歳以上のひとり暮らし高齢者等で家に閉じこもりがちな者</td> <td>概ね65歳以上で通所事業を利用する必要があると認められる者、又は身体障害者</td> <td>要介護認定で自立と判定を受けた人及び同レベルの70歳以上のひとり暮らし老人等</td> <td>概ね65歳以上の介護保険給付サービスの対象とならない者</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>(1) 基本事業 ア 生活指導 イ 機能訓練 ウ 健康状態の確認 (2) 通所事業 ア 入浴サービス イ 給食サービス ウ 送迎サービス</td> <td>日常動作訓練から生きがい活動等の各種サービスを提供する。</td> <td>1 入浴サービス 2 給食サービス 3 生活等に関する相談・助言 4 健康チェック 5 レクリエーション 6 送迎</td> <td>1 入浴サービス 2 給食サービス 3 生活指導 4 健康チェック 5 送迎 6 日常動作訓練 7 趣味活動</td> <td>1 送迎 2 入浴サービス 3 給食サービス</td> </tr> <tr> <td>利用回数</td> <td>週1回</td> <td>週1～2回</td> <td></td> <td>概ね月2回</td> <td>月2回</td> </tr> <tr> <td>利用料(個人負担)</td> <td>1,000円</td> <td>500円(H14～500円)</td> <td>1,000円</td> <td>900円(H15～)</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>14年度実績 年間利用延人数</td> <td>6,298人</td> <td>2,380人</td> <td>1,558人</td> <td>1,058人</td> <td>2,121人</td> </tr> <tr> <td>事業費(委託料)</td> <td>26,507千円</td> <td>7,140千円</td> <td>5,453千円</td> <td>4,232千円</td> <td>4,960千円</td> </tr> </tbody> </table>							山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	利用対象者	介護保険の対象とならない概ね65歳以上のひとり暮らし老人等	概ね60歳以上のひとり暮らし高齢者等で家に閉じこもりがちな者	概ね65歳以上で通所事業を利用する必要があると認められる者、又は身体障害者	要介護認定で自立と判定を受けた人及び同レベルの70歳以上のひとり暮らし老人等	概ね65歳以上の介護保険給付サービスの対象とならない者	事業内容	(1) 基本事業 ア 生活指導 イ 機能訓練 ウ 健康状態の確認 (2) 通所事業 ア 入浴サービス イ 給食サービス ウ 送迎サービス	日常動作訓練から生きがい活動等の各種サービスを提供する。	1 入浴サービス 2 給食サービス 3 生活等に関する相談・助言 4 健康チェック 5 レクリエーション 6 送迎	1 入浴サービス 2 給食サービス 3 生活指導 4 健康チェック 5 送迎 6 日常動作訓練 7 趣味活動	1 送迎 2 入浴サービス 3 給食サービス	利用回数	週1回	週1～2回		概ね月2回	月2回	利用料(個人負担)	1,000円	500円(H14～500円)	1,000円	900円(H15～)	1,000円	14年度実績 年間利用延人数	6,298人	2,380人	1,558人	1,058人	2,121人	事業費(委託料)	26,507千円	7,140千円	5,453千円	4,232千円	4,960千円	課題への対応	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																												
利用対象者	介護保険の対象とならない概ね65歳以上のひとり暮らし老人等	概ね60歳以上のひとり暮らし高齢者等で家に閉じこもりがちな者	概ね65歳以上で通所事業を利用する必要があると認められる者、又は身体障害者	要介護認定で自立と判定を受けた人及び同レベルの70歳以上のひとり暮らし老人等	概ね65歳以上の介護保険給付サービスの対象とならない者																																												
事業内容	(1) 基本事業 ア 生活指導 イ 機能訓練 ウ 健康状態の確認 (2) 通所事業 ア 入浴サービス イ 給食サービス ウ 送迎サービス	日常動作訓練から生きがい活動等の各種サービスを提供する。	1 入浴サービス 2 給食サービス 3 生活等に関する相談・助言 4 健康チェック 5 レクリエーション 6 送迎	1 入浴サービス 2 給食サービス 3 生活指導 4 健康チェック 5 送迎 6 日常動作訓練 7 趣味活動	1 送迎 2 入浴サービス 3 給食サービス																																												
利用回数	週1回	週1～2回		概ね月2回	月2回																																												
利用料(個人負担)	1,000円	500円(H14～500円)	1,000円	900円(H15～)	1,000円																																												
14年度実績 年間利用延人数	6,298人	2,380人	1,558人	1,058人	2,121人																																												
事業費(委託料)	26,507千円	7,140千円	5,453千円	4,232千円	4,960千円																																												
<p>・市町によって、利用対象者、利用回数、利用料に相違がある。</p>						<p>・利用対象者は、概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちな者とする。</p> <p>・利用回数は、週1回以内とし、利用料は、1,000円/回(基本事業500円、入浴サービス100円、給食サービス300円、送迎サービス片道50円)を基に検討する。ただし、小郡町については、段階的に5年間で統一する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 小郡町の利用料については、年100円ずつアップするものとする。</p> <p>② 平成17年10月1日から実施する。</p> </div>																																											
調整案																																																	
<p>(参考) 阿知須町は、旅館でのいきがいデイサービスをH15.4.1から開始している。</p>						<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>(◎) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>(☹) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																																											

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	介護予防・生活支援事業
事業名	緊急通報体制等整備			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-05-33

現況

分析

緊急通報体制整備

ひとり暮らし老人等に対し、緊急通報装置を貸与（給付）することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
対象者	(1)おおむね65歳以上の一人暮らし老人及び寝たきり老人又はこれに準ずる高齢者のみの世帯 (2)ひとり暮らしの重度身体障害者等	(1)おおむね65歳以上の一人暮らし老人及び高齢者のみの世帯で構成される寝たきり老人 (2) 同左	(1)おおむね65歳以上のひとり暮らし老人世帯及び高齢者のみの世帯で、一方が寝たきり又は痴呆の状態にあり、注意を要する者	(1) 同左	(1) 同左 (2)ひとり暮らしの重度身体障害者
事業方式	転送方式	転送方式・センター方式	センター方式	同左	同左
費用負担	別表1	転送方式：別表1 センター方式：なし	なし	同左	同左
14年度実績貸与	134台	23台	-	-	-
給付	14台	-	-	-	-
センター方式	-	9台	29台	10台	116台

別表 1

装置の購入及び設置に係る費用負担

区分	生計中心者の前年分所得税状況（年額）	利用者負担	区分
A	生活保護世帯	0円	貸与
B	非課税世帯	0円	
C	10,000円以下の世帯	16,300円	給付
D	10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円	
E	30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800円	
F	80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400円	
G	140,001円以上	全額	

※ 山口市では、平成15年度より新規の緊急通報システム設置はセンター方式としている。また、転送方式設置者についても、センター方式へ順次移行することとしている。（費用負担については、課税世帯のみ委託料の1割月400円を徴収している。）

調整上の課題

- ・対象者が、相違する。（重度身体障害者を対象）
- ・通報体制の事業方式が相違する。（転送、センター方式）
- ・費用負担が、相違する。（平成15年度から）

課題への対応

- ・対象者は、おおむね65歳以上の一人暮らし老人及び一人暮らしの重度身体障害者並びにその他市長が特に必要と認めた者とする。
- ・事業方式は、センター方式とする。
- ・費用負担については、~~委託料の1割負担（月400円）~~とする。ただし、低所得者（生活保護・非課税世帯）は無料とする。

- ① 安否確認は1回で委託契約する。
- ② 委託先は統一する。（4月以降、山口市で交渉を行う。）
- ③ 小郡町の貸与している装置は随時センター方式に切り換えていく。
- ④ 平成17年10月1日から導入する。
- ⑤ 実態調査から決定まではケア会議に諮るものとする。

調整案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- () 2. 市・町の例により調整する。
- (◎) 3. 新たに制度等を創設する。
- (⊖) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他 ()

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	市町独自の福祉サービス																								
事業名	はり・きゅう施術費助成			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業																								
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-08-06																								
現況				分析																									
<p>はり・きゅう施術費助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給資格</td> <td rowspan="5">国保の被保険者を対象として、はり・きゅうのみ実施</td> <td>満70歳以上</td> <td rowspan="5">国保の被保険者を対象として、はり・きゅうのみ実施</td> <td rowspan="5">同左</td> <td>満70歳以上</td> </tr> <tr> <td>助成対象</td> <td>はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧</td> <td>はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧</td> </tr> <tr> <td>助成内容</td> <td>1人1日1回 1ヶ月に10回</td> <td>1人1日1回 1ヶ月に10回</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>1回 900円</td> <td>1回 500円</td> </tr> <tr> <td>14年度実績</td> <td>3,000千円</td> <td>108千円</td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	受給資格	国保の被保険者を対象として、はり・きゅうのみ実施	満70歳以上	国保の被保険者を対象として、はり・きゅうのみ実施	同左	満70歳以上	助成対象	はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧	はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧	助成内容	1人1日1回 1ヶ月に10回	1人1日1回 1ヶ月に10回	助成額	1回 900円	1回 500円	14年度実績	3,000千円	108千円	調整上の課題	
					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																				
				受給資格	国保の被保険者を対象として、はり・きゅうのみ実施	満70歳以上	国保の被保険者を対象として、はり・きゅうのみ実施	同左	満70歳以上																				
				助成対象		はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧			はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧																				
				助成内容		1人1日1回 1ヶ月に10回			1人1日1回 1ヶ月に10回																				
助成額	1回 900円	1回 500円																											
14年度実績	3,000千円	108千円																											
<p>・小郡町、徳地町は、福祉事業として実施。山口市、秋穂町、阿知須町は、国保事業として実施。</p>																													
課題への対応																													
<p>・対象者については、国保の被保険者以外の者で、年齢が満70歳以上とする。</p> <p>・施術費の助成は、1人1日1回、1ヶ月10回以下とし、はり又はきゅう1術800円、2術1,000円とする。</p> <p>・あんま、マッサージ、指圧の助成は、3年間は継続する。(小郡町のみ)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 小郡町のみ継続のあんま、マッサージ、指圧は1術800円に統一する。施術師も小郡町で指定する。(別途助成券を作成)</p> <p>② 平成18年4月1日から実施する。</p> </div>																													
調整案																													
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>(◎) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																													

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	市町独自の福祉サービス
事業名	公共交通利用優遇事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (5) 高齢者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-08-08
現況				分析	
<p>山口市</p> <p>福祉優待バス乗車証交付 (目的) 高齢者、心身障害者等に対し優待バス乗車証を交付することにより、その移動手段を確保し、もって高齢者、心身障害者等の社会参加の増進を図るを目的とする。</p> <p>(対象者) ・70歳以上の高齢者 ・3級以上の身体障害者手帳の交付を受けている者 ・療育手帳Aの交付を受けている者 ・精神保健福祉手帳のうち、1・2級の交付を受けている者</p> <p>(事業内容) 上記対象者に対し優待バス乗車証を交付し、本事業を受託したバス事業者の運行する乗合バス路線（定期観光バスを除く）のうち、市との協議により定めたバス路線について、その運賃を無料とする。</p> <p>※ 平成14年度決算額 170,343,990円 【根拠法令等】・山口市福祉優待バス乗車証交付要綱</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>山口市福祉優待バス乗車証交付要綱（平成16年10月1日施行予定）の概要</p> <p>(1) 改定内容 現行の防長交通の山口市内路線及び小郡町、秋徳町の一部路線を改定後は防長交通路線に加え、中国JRバス及び宇部市交通局並びに宇部市代替バスの路線の内、山口市内、小郡町内路線、コミュニティバスの3ルートとする。</p> <p>(2) 利用者負担金 現行は70歳以上の者、身体障害者手帳3級以上所持者、療育手帳A所持者、精神保健福祉手帳2級以上の所持者については、乗車証を乗務員に提示することにより、路線内に限り無料としている。また1種身体障害者（身体障害者旅客運賃割引規則第2条第2項第1号に規定）及び療育手帳A所持者、精神保健福祉手帳1級所持者については、介護人1人も無料としているが、改定後は70歳以上の者に対して、1乗車あたり100円の利用負担をしてもらい、上記障害者及び介護人については無料とする。</p> </div>				調整上の課題	
				課題への対応	
<p>小郡町</p> <p>福祉バスカード交付事業 (目的) 高齢者の交通の足の確保及び社会参加を促進するため、バスカードを交付することにより高齢者が永年住み慣れた地域社会の中で積極的に生活していくことを支援し、もって高齢者の保健福祉の向上を図るものとする。</p> <p>(対象者) 70歳以上の高齢者</p> <p>(事業内容) 小郡町が1,000円（1,100円分利用可能）の専用バスカードを作成し、バスカードを必要とする交付対象者へ1人3枚を限度に交付するものとする。</p> <p>※ 14年度実績 11,500,000円（11,500枚）</p> <p>【根拠法令等】 ・小郡町福祉バスカード交付事業実施要綱</p>				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2. 山口市の例により調整する。 ただし、改正後の制度を基にするものとする。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 ()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	手当・医療
事業名	(重度)心身障害児(者)福祉手当			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (6) 障害者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-09-03
現況				分析	
(重度)心身障害児(者)福祉手当				調整上の課題	
区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
目的	心身に障害のある児童に心身障害者福祉手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る	心身に障害のある児童に重度心身障害者手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る	心身に障害のある児童に重度心身障害者手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る	心身障害児の養育者に年金を支給することにより、心身障害児の福祉の増進を図る	該当なし
支給要件	満20歳未満の者 身体障害者障害程度等級表1級～4級に該当する者 知的障害の程度が重度及び中軽度	満18歳未満の者 身体障害者障害程度等級表1級～2級に該当する者 知的障害の程度が重度	同左 同左 療育手帳を受けた者で、障害の程度がA又はB 特別児童扶養手当法による受給資格のある者	満18歳未満の者 身体障害者手帳1級～6級の保持者 療育手帳を受けた者で、障害の程度がA又はB	
対象者	保護者又は養育している者	保護者	保護者又は養育している者		
手当の額	年額 36,000円	年額 30,000円	同左	身障手帳1～2級療育手帳A 年額 22,000円 身障手帳3～4級療育手帳B 年額 17,000円 身障手帳5～6級 年額 12,000円	
平成14年度実績	196.5人 7,074,000円	20人 520,000円	10人 300,000円	11人 232,000円	
				課題への対応	
				<p>・1市3町で実施しているが、支給対象が相違する。 山口市：20歳未満 小郡町、秋穂町、阿知須町：18歳未満 ・支給額が、相違する。</p> <p>・心身障害児(者)の福祉手当は、継続して実施することとするが、対象者、支給要件、支給額については、新市発足時まで統一する方向で調整する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 基本的には山口市の制度を基に新たな制度を創設する。福祉手当については、月額3,000円を支給し、支給月は年3回とする。また、対象者については、支給要件を拡大し、満20歳未満のものとし、阿知須町の支給要件の一部(身体障害者手帳5、6級保持者)を追加する。</p> <p>② 実施の時期については、平成17年10月1日から実施する。</p> </div>	
				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 (◎) 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	施設の状況																																																																																																																																																																						
事業名	児童クラブ			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業																																																																																																																																																																						
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-05-02-07																																																																																																																																																																						
現			況																																																																																																																																																																								
山 口 市			小 郡 町			秋 穂 町																																																																																																																																																																					
<p>対象者 主として小学校1年生から3年生</p> <p>市内施設の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童クラブ名</th> <th>開設場所</th> <th>運営主体</th> <th>時間</th> <th>定員</th> <th>指導員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①わかさ学級</td> <td>山口市児童館</td> <td>市社会福祉協議会</td> <td></td> <td>40人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>②やまびこ学級</td> <td>市児童文化センター内専用施設</td> <td>やまびこ学級運営協議会</td> <td></td> <td>40人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>③すずみ学級</td> <td>宮野小学校内専用施設</td> <td>すずみ学級運営協議会</td> <td></td> <td>40人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>④うえき学級</td> <td>大内小学校内専用施設</td> <td>大内地区社会福祉協議会</td> <td></td> <td>40人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>⑤みなみ学級</td> <td>大内南小学校隣接専用施設</td> <td>大内地区社会福祉協議会</td> <td></td> <td>40人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>⑥しょうだ学級</td> <td>小鯖小学校内専用施設</td> <td>しょうだ学級運営協議会</td> <td></td> <td>30人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>⑦ひめやま学級</td> <td>平川小学校隣接専用施設</td> <td>ひめやま学級運営協議会</td> <td></td> <td>50人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>⑧さわやか学級</td> <td>大歳小学校内専用施設</td> <td>大歳地区留守家庭児童学級運営協議会</td> <td>下校時～17:00 (学級によっては、17時以降の開級あり。)</td> <td>40人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>⑨もみじ学級</td> <td>良城小学校隣接専用施設</td> <td>もみじ学級運営協議会</td> <td></td> <td>40人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>⑩なかよし学級</td> <td>白石小学校隣接専用施設</td> <td>白石地区留守家庭児童学級運営協議会</td> <td></td> <td>36人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>⑪わくわく学級</td> <td>鑄銭司小学校隣接専用施設</td> <td>鑄銭司留守家庭児童学級運営協議会</td> <td>春夏冬休み 基本は8:30～12:00 (学級によっては、延長育成あり)</td> <td>20人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>⑫ここにこえん</td> <td>さやま保育園内</td> <td>社会福祉法人であいの里さやま保育園</td> <td></td> <td>20人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>⑬くすのき学級</td> <td>仁保小学校隣接専用施設</td> <td>仁保地区留守家庭児童学級運営協議会</td> <td></td> <td>20人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>⑭さくら学級</td> <td>おおとり保育園内</td> <td>社会福祉法人吉敷愛児園おおとり保育園</td> <td></td> <td>20人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>⑮大内きららクラブ</td> <td>大内光輪保育園内</td> <td>社会福祉法人百華児童苑大内光輪保育園</td> <td></td> <td>20人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>⑯仲よし学級</td> <td>嘉川保育園内</td> <td>社会福祉法人百華児童苑嘉川保育園</td> <td></td> <td>30人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>⑰すぎのこ学級</td> <td>三和児童館内</td> <td>山口市</td> <td></td> <td>30人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>⑱たけのこ学級</td> <td>陶隣保館内</td> <td></td> <td></td> <td>30人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>⑲おおぞら学級</td> <td>三つ葉保育園内</td> <td>三つ葉保育園</td> <td></td> <td>15人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>⑳たんぽぽ学級</td> <td>二島小学校内専用施設</td> <td>二島留守家庭児童学級運営委員会</td> <td></td> <td>20人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>			児童クラブ名	開設場所	運営主体	時間	定員	指導員	①わかさ学級	山口市児童館	市社会福祉協議会		40人	2人	②やまびこ学級	市児童文化センター内専用施設	やまびこ学級運営協議会		40人	3人	③すずみ学級	宮野小学校内専用施設	すずみ学級運営協議会		40人	4人	④うえき学級	大内小学校内専用施設	大内地区社会福祉協議会		40人	2人	⑤みなみ学級	大内南小学校隣接専用施設	大内地区社会福祉協議会		40人	2人	⑥しょうだ学級	小鯖小学校内専用施設	しょうだ学級運営協議会		30人	2人	⑦ひめやま学級	平川小学校隣接専用施設	ひめやま学級運営協議会		50人	3人	⑧さわやか学級	大歳小学校内専用施設	大歳地区留守家庭児童学級運営協議会	下校時～17:00 (学級によっては、17時以降の開級あり。)	40人	4人	⑨もみじ学級	良城小学校隣接専用施設	もみじ学級運営協議会		40人	3人	⑩なかよし学級	白石小学校隣接専用施設	白石地区留守家庭児童学級運営協議会		36人	4人	⑪わくわく学級	鑄銭司小学校隣接専用施設	鑄銭司留守家庭児童学級運営協議会	春夏冬休み 基本は8:30～12:00 (学級によっては、延長育成あり)	20人	3人	⑫ここにこえん	さやま保育園内	社会福祉法人であいの里さやま保育園		20人	2人	⑬くすのき学級	仁保小学校隣接専用施設	仁保地区留守家庭児童学級運営協議会		20人	3人	⑭さくら学級	おおとり保育園内	社会福祉法人吉敷愛児園おおとり保育園		20人	2人	⑮大内きららクラブ	大内光輪保育園内	社会福祉法人百華児童苑大内光輪保育園		20人	2人	⑯仲よし学級	嘉川保育園内	社会福祉法人百華児童苑嘉川保育園		30人	2人	⑰すぎのこ学級	三和児童館内	山口市		30人	1人	⑱たけのこ学級	陶隣保館内			30人	1人	⑲おおぞら学級	三つ葉保育園内	三つ葉保育園		15人	1人	⑳たんぽぽ学級	二島小学校内専用施設	二島留守家庭児童学級運営委員会		20人	2人	<p>対象者 就労等で昼間保護者のいない家庭の小学校低学年(1～3年)の児童</p> <p>町内施設の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童クラブ名称</th> <th>校区</th> <th>運営主体</th> <th>開設時間</th> <th>定員</th> <th>指導員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひまわり学級</td> <td>上郷小区</td> <td>健康福祉課</td> <td>下校時～17時</td> <td>50人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>はちのこ学級</td> <td>小郡小区</td> <td>〃</td> <td>下校時～17時</td> <td>25人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>しらさぎ学級</td> <td>小郡南小区</td> <td>〃</td> <td>下校時～17時</td> <td>35人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table> <p>開設日 指導を行う日は、毎週月曜から土曜までとする。ただし、次の各号に掲げる日は指導は行わないものとする。 1. 国民の祝日 2. 年末年始(12月29日～翌1月4日) 3. 暴風雨、流感等発生による学級閉鎖の場合外</p> <p>経費 児童会開設にかかる経費は町が負担 おやつ代(別途)</p> <p>指導員 教員資格または保育士資格を有する者若しくは社会教育団体等で指導者の経験を有する者とする。</p> <p>【根拠法令等】 ・小郡町留守家庭児童会設置及び運営規定</p>			児童クラブ名称	校区	運営主体	開設時間	定員	指導員	ひまわり学級	上郷小区	健康福祉課	下校時～17時	50人	3人	はちのこ学級	小郡小区	〃	下校時～17時	25人	3人	しらさぎ学級	小郡南小区	〃	下校時～17時	35人	3人	<p>対象者 留守家庭児童で、秋穂町立の小学校に在籍する児童で保護者が就労等により昼間にいない第1学年から第3学年までの児童とする。ただし、特別の事由により保育することが適当と認めるときはこの限りではない。</p> <p>町内施設の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童クラブ名称</th> <th>場所</th> <th>運営主体</th> <th>定員</th> <th>指導員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童にここにこクラブ</td> <td>秋穂コミュニティセンター内</td> <td>秋穂町社会福祉協議会</td> <td>40人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>なかよし学級</td> <td>大海小学校内</td> <td>健康福祉課</td> <td>30人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table> <p>保育日と保育時間 児童にここにこクラブが毎週火曜日から土曜日、なかよし学級が毎週月曜日から金曜日までとする。但し、次の各号に掲げる日は保育を行わないものとする。 1. 国民の祝日 2. 春休み、夏休み、冬休みの長期休業期間 3. 暴風雨、流感等発生による学級閉鎖の場合 4. 大雨、台風等により集団下校する場合 保育の時間は、下校時から午後5時30分までとする。但し、児童にここにこクラブの土曜日については、午前9時から午前12時までとする。</p> <p>【根拠法令等】 ・秋穂町児童クラブ事業実施要綱</p>	児童クラブ名称	場所	運営主体	定員	指導員	児童にここにこクラブ	秋穂コミュニティセンター内	秋穂町社会福祉協議会	40人	3人	なかよし学級	大海小学校内	健康福祉課	30人	3人
児童クラブ名	開設場所	運営主体	時間	定員	指導員																																																																																																																																																																						
①わかさ学級	山口市児童館	市社会福祉協議会		40人	2人																																																																																																																																																																						
②やまびこ学級	市児童文化センター内専用施設	やまびこ学級運営協議会		40人	3人																																																																																																																																																																						
③すずみ学級	宮野小学校内専用施設	すずみ学級運営協議会		40人	4人																																																																																																																																																																						
④うえき学級	大内小学校内専用施設	大内地区社会福祉協議会		40人	2人																																																																																																																																																																						
⑤みなみ学級	大内南小学校隣接専用施設	大内地区社会福祉協議会		40人	2人																																																																																																																																																																						
⑥しょうだ学級	小鯖小学校内専用施設	しょうだ学級運営協議会		30人	2人																																																																																																																																																																						
⑦ひめやま学級	平川小学校隣接専用施設	ひめやま学級運営協議会		50人	3人																																																																																																																																																																						
⑧さわやか学級	大歳小学校内専用施設	大歳地区留守家庭児童学級運営協議会	下校時～17:00 (学級によっては、17時以降の開級あり。)	40人	4人																																																																																																																																																																						
⑨もみじ学級	良城小学校隣接専用施設	もみじ学級運営協議会		40人	3人																																																																																																																																																																						
⑩なかよし学級	白石小学校隣接専用施設	白石地区留守家庭児童学級運営協議会		36人	4人																																																																																																																																																																						
⑪わくわく学級	鑄銭司小学校隣接専用施設	鑄銭司留守家庭児童学級運営協議会	春夏冬休み 基本は8:30～12:00 (学級によっては、延長育成あり)	20人	3人																																																																																																																																																																						
⑫ここにこえん	さやま保育園内	社会福祉法人であいの里さやま保育園		20人	2人																																																																																																																																																																						
⑬くすのき学級	仁保小学校隣接専用施設	仁保地区留守家庭児童学級運営協議会		20人	3人																																																																																																																																																																						
⑭さくら学級	おおとり保育園内	社会福祉法人吉敷愛児園おおとり保育園		20人	2人																																																																																																																																																																						
⑮大内きららクラブ	大内光輪保育園内	社会福祉法人百華児童苑大内光輪保育園		20人	2人																																																																																																																																																																						
⑯仲よし学級	嘉川保育園内	社会福祉法人百華児童苑嘉川保育園		30人	2人																																																																																																																																																																						
⑰すぎのこ学級	三和児童館内	山口市		30人	1人																																																																																																																																																																						
⑱たけのこ学級	陶隣保館内			30人	1人																																																																																																																																																																						
⑲おおぞら学級	三つ葉保育園内	三つ葉保育園		15人	1人																																																																																																																																																																						
⑳たんぽぽ学級	二島小学校内専用施設	二島留守家庭児童学級運営委員会		20人	2人																																																																																																																																																																						
児童クラブ名称	校区	運営主体	開設時間	定員	指導員																																																																																																																																																																						
ひまわり学級	上郷小区	健康福祉課	下校時～17時	50人	3人																																																																																																																																																																						
はちのこ学級	小郡小区	〃	下校時～17時	25人	3人																																																																																																																																																																						
しらさぎ学級	小郡南小区	〃	下校時～17時	35人	3人																																																																																																																																																																						
児童クラブ名称	場所	運営主体	定員	指導員																																																																																																																																																																							
児童にここにこクラブ	秋穂コミュニティセンター内	秋穂町社会福祉協議会	40人	3人																																																																																																																																																																							
なかよし学級	大海小学校内	健康福祉課	30人	3人																																																																																																																																																																							
			阿 知 須 町																																																																																																																																																																								
			<p>対象者 町長が特に認める場合を除き、町内の小学校に在学する1年生から3年生までの児童で、保護者の就労等により家庭内で保育に欠けるものとする。</p> <p>町内施設の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童クラブ名称</th> <th>開設場所</th> <th>運営主体</th> <th>定員</th> <th>指導員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おひさまクラブ1</td> <td>あじす保育園2階学童保育専門室</td> <td>阿知須町社会福祉協議会</td> <td>概40人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>おひさまクラブ2</td> <td>社会福祉センター2階学童保育専門室</td> <td>阿知須町社会福祉協議会</td> <td>概15人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>ここにこクラブ</td> <td>井関小学校内</td> <td>阿知須町社会福祉協議会</td> <td>概20人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>開設時間 平日：下校時～17:00 長期休暇及び土曜日：8:30～17:00 延長保育(必要な方のみ) 17:00～18:00</p> <p>開設日 保育は、次の各号に掲げる日又は期間を除き毎日実施するものとする。 (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 (2) 年末年始(12月29日から1月3日まで) (3) 流行性感冒等による学級閉鎖時及び災害時 (4) その他学校行事等により町長が保育を行うことが適当でない日と認められた日</p> <p>保育料等 月額2,500円(おやつ代+傷害保険料)別途</p> <p>指導員 指導員は、教員、社会教育主事の免許を有する者、社会教育団体で指導者として経験を有する者、又は児童福祉法による保育士資格を有する者、若しくはこれらと同等と認められる者で、児童の育成指導に熱意を有し、知識経験を有すると認められる者とする。</p>			児童クラブ名称	開設場所	運営主体	定員	指導員	おひさまクラブ1	あじす保育園2階学童保育専門室	阿知須町社会福祉協議会	概40人	2人	おひさまクラブ2	社会福祉センター2階学童保育専門室	阿知須町社会福祉協議会	概15人	1人	ここにこクラブ	井関小学校内	阿知須町社会福祉協議会	概20人	2人																																																																																																																																																		
児童クラブ名称	開設場所	運営主体	定員	指導員																																																																																																																																																																							
おひさまクラブ1	あじす保育園2階学童保育専門室	阿知須町社会福祉協議会	概40人	2人																																																																																																																																																																							
おひさまクラブ2	社会福祉センター2階学童保育専門室	阿知須町社会福祉協議会	概15人	1人																																																																																																																																																																							
ここにこクラブ	井関小学校内	阿知須町社会福祉協議会	概20人	2人																																																																																																																																																																							
<p>開設日 日曜、祝日、年末、年始の休みを除く毎日土曜日は各学級で変則的に対応</p> <p>経費 育成料月額2,900円(おやつ代別途)</p> <p>指導員 教員資格又は保育士資格を有する者若しくは社会教育団体等で指導者の経験を有する者又は児童の育成指導に熱意を有し、知識経験を有する者</p>																																																																																																																																																																											

事務一元化現況・分析調書 (2)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	施設の状況
事業名	児童クラブ	分科会名	児童・母子福祉分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業
専門部会名	福祉部会			コード	19-05-02-07
分 析					
徳 地 町	課 題 へ の 対 応			調 整 案	
<p>対象児童 昼間保護者が不在その他の理由により保護を受けられない、第1学年から第3学年の児童とする。</p> <p>実施場所 徳地町立中央小学校 2階教室 徳地町立八坂小学校 旧寄宿舎棟 島地保育園 園児室 花尾保育園 園児室</p> <p>指導日等 (1) 指導日 月曜日から金曜日とする。 春夏冬休み (2) 指導時間 放課後から17時までとする。 春夏冬休み 8時から17時</p> <p>保育料 月額 2,000円 (おやつ代別途) 春・夏・冬休みは、300円/日</p> <p>負担金 保険料として 1人 3,600円 (年間)</p> <p>指導員 教員又は保育士資格を有する者。</p> <p>【根拠法令等】 ・徳地町放課後児童クラブ実施要綱</p>	<p>運営主体、運営方法については、現行どおりとする。 保育料については、1,500円を基本とし、低所得者対策として、市民税所得割非課税世帯は、免除とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 保育料については、平成17年度までは現行どおりとし、平成18年4月1日から平日分(月～金曜日)は、月額1,500円で統一して実施する。</p> <p>② 長期休業期間については、月額保育料に以下の金額を加算して徴収する。 ○ 夏期休業期間 4,000円 (ただし、夏期休業期間だけの申し込みの場合は6,000円とする。) ○ 冬期休業期間 1,000円 ○ 春期休業期間 2,000円 [山口市における長期休暇の時間の基本が、午後1時までと延長が午後3時となっている為、上記料金のそれぞれ、半額と3/4かけとする。]</p> <p>③ 延長保育利用料については、1回50円で市の歳入とする。</p> <p>④ 保育時間については、当面現行どおりとするが、統一を図る為、以下のとおり規定する。 ○ 平日 基本は下校時から午後5時までとし、午後6時までできる規程とする。その際の委託料については、時間どおりとする。 ○ 土曜日の保育料は、午前中までの実施と終日実施に分かれることから、午前1000円、午後1000円を徴収する。 ⑤ 保険料については、公費負担とする。</p> </div>			<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 (◎) 3. 新たに制度等を創設する。 () (運営主体、運営方法については現行どおりとするが、保育料については統一する。) () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 ()</p>	
調 整 上 の 課 題					
<p>運営主体が、小郡町は直営、山口市・秋徳町は直営と委託、阿知須町は、委託である。 運営方法(開設時間等)が、相違する。 保育料が相違する。小郡町・秋徳町は、徴収していない。</p>					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	施設の状況
事業名	保育料			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-05-02-02

現

況

山 口 市

小 郡 町

秋 穂 町

山口市保育所徴収金の徴収に関する規則 別表(第5条関係) 山口市保育所徴収金額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)(円)		
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	
B1	A及びDの階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0	0	
B2	市町村民税非課税世帯	8,000	6,000	
C1	C2世帯に属し、母子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯その他市長が特に認めた世帯	14,000	11,000	
C2	均等割の額のみがある世帯(所得割の額がない世帯)	16,000	12,000	
C3	C4世帯に属し、母子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯その他市長が特に認めた世帯	18,500	15,500	
C4	所得割の額がある世帯	19,500	16,500	
D1	Aの階層を除き、前年度分の所得税	14,000円未満	23,000	20,000
D2	課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	14,000円以上 24,000円未満	25,000	22,000
D3		24,000円以上 64,000円未満	30,000	27,000
D4		64,000円以上 88,000円未満	37,000	
D5		88,000円以上 112,000円未満	43,000	
D6		112,000円以上 160,000円未満	44,500	33,000
D7		160,000円以上 180,000円未満	51,000	28,000
D8		180,000円以上 408,000円未満	58,000	
D9		408,000円以上	62,500	

附則(抜粋)

- 4 この表において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準じる父子家庭の世帯
 - (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳要綱に定める養育手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 「その他の世帯」……生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 5 B2階層からD9階層における同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、この表の規定にかかわらず次表第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

	第2欄	第3欄
B2からD3までの階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が低い児童(最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童(最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 免除
D4からD9までの階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が高い児童(最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童(最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 免除

(注) 100円未満の端数は、切り捨てる。

【根拠法令等】

- ・山口市保育の実施等に関する規則

保育料月額表

(単価：円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額(月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	4,000	3,000
第3	1 均等割の額のみ(所得割のない世帯) 2 市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000	7,000
		11,000	9,000
第4	1 第1階層を除き、前年度分の所得課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	14,000円未満	14,000
		14,000円以上 40,000円未満	23,000
		40,000円以上 64,000円未満	28,000
第5	1 64,000円以上 112,000円未満 2 112,000円以上 160,000円未満	35,000	25,000
		44,000	25,000
第6	160,000円以上 408,000円未満	55,000	25,000
第7	408,000円以上	60,000	26,000

1. 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収基準額とする。
- (1) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準じる父子家庭の世帯
 - (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯

階層区分	徴収金基準額(月額)	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
2階層	0円	0円
3-1階層	8,000	6,000
第3-2階層	10,000	8,000

2. 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。ただし、児童の属する世帯が1に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第3欄については、①に掲げる徴収金基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄	第3欄
第2～第4階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1
第5～第7階層に属する世帯	ア ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

【根拠法令等】

- ・小郡町保育の実施等に関する規則

平成16年度秋穂町保育園(所)徴収金額

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額	
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	6,000	4,000
第3	1 均等割の額のみ(所得割のない世帯) 2 町民税非課税世帯	14,000	12,000
		16,000	13,000
第4	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	32,000円未満	21,000
		32,000円以上 64,000円未満	24,000
		64,000円以上 112,000円未満	32,000
第5	1 112,000円以上 160,000円未満 2 160,000円以上 408,000円未満	40,000	33,000
		49,000	39,000
第6	408,000円以上	64,000	39,000
第7			

- [第2～第4] 2児入所の時、年少の額の0.5の額 [第5～第7] 2児入所の時、年長の額の0.5の額 ※児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。

- (1) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準じる父子家庭の世帯
- (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	徴収金基準額	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	均等割の額のみ世帯	13,000
	所得割の額のある世帯	15,000

- 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。ただし、児童の属する世帯が※に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第3欄については、※に掲げる徴収金基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄	第3欄
第2～第4階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1
第5～第7階層のうち、所得税の額が国の定めた額未満の世帯に属する世帯	ア 最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

- ※児童の属する同一世帯に扶養する子が2人以上いる場合は、この表の定めにかかわらず、次により計算した徴収金の額とする。

- ア 2人目の場合は徴収金額表の徴収金額の10分の8
 - イ 3人目以降の場合は徴収金額表の徴収金額の10分の7
- ただし、当該児童が2人入所の場合にあつては、一方は徴収金額の2分の1、もう一方は徴収金額の10分の8とし、3人以上入所の場合は、3人目の徴収金額は国基準の10分の1を適用する。
- ※ 児童の属する同一世帯に祖父母が同居している場合(ただし、同居している祖父母がその児童を扶養している場合を除く)、税額合算対象から除外する。

【根拠法令等】秋穂町保育所保育の実施に関する規則

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	施設の状況
事業名	保育料	分科会名	児童・母子福祉分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業
専門部会名	福祉部会			コード	19-05-02-02

現

況

阿知須町	徳地町	調整上の課題																																																																																																																									
<p>保育所徴収金基準額表 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th rowspan="2">各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 定義</th> <th colspan="2">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村住民税非課税世帯</td> <td>4,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>市町村住民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>13,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>第4</td> <td>第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>64,000円未満</td> <td>24,000 21,000</td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td>64,000円以上 160,000円未満</td> <td>35,000</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>第6</td> <td>160,000円以上 408,000円未満</td> <td>52,000</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>第7</td> <td>408,000円以上</td> <td>62,000</td> <td>26,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表の第4～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律附則第9条</p> <p>2 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。</p> <p>(1) 「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯</p> <p>(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>(3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に関与していると市町村の長が認めた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児の場合</th> <th>3歳以上児の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>12,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 児童の属する世帯が次の場合のときは、保育所徴収金の軽減の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が措置されている場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、次表第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。ただし、児童の属する世帯が2に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第3欄については、2に掲げる徴収金基準額により計算して得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> <th>第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2～第4階層に属する世帯</td> <td>ア 最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童</td> <td>徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1</td> </tr> <tr> <td>第5～第7階層に属する世帯</td> <td>ア 最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童</td> <td>徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 児童の属する世帯に養育する子が3人以上いる場合は、この表の規定にかかわらず次により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。</p> <p>3歳以上の3人目以降の場合は徴収金額表の10分の9</p> <p>3歳未満の3人目以降の場合で、第2から第4階層に属する世帯の児童は、徴収金額表の徴収金額の10分の0</p> <p>3歳未満の3人目以降の場合で、第5から第7階層に属する世帯の児童は、徴収金額表の徴収金額の10分の5</p>	階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 定義	徴収金基準額(月額)		3歳未満児	3歳以上児	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村住民税非課税世帯	4,000	3,000	第3	市町村住民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	13,000	11,000	第4	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	24,000 21,000	第5	64,000円以上 160,000円未満	35,000	26,000	第6	160,000円以上 408,000円未満	52,000	26,000	第7	408,000円以上	62,000	26,000	階層区分	徴収金基準額(月額)		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	第2階層	0円	0円	第3階層	12,000円	10,000円	第1欄	第2欄	第3欄	第2～第4階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1	第5～第7階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1	<p>平成16年度保育所利用料基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>区 分</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>第1階層及び第5～第10階層を除き、前年度分の市町村住民税非課税世帯</td> <td>6,000</td> <td>4,300</td> <td>4,300</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>市町村住民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>13,700</td> <td>11,200</td> <td>11,200</td> </tr> <tr> <td>第4</td> <td>第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>17,200</td> <td>14,600</td> <td>14,600</td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td>30,000円未満</td> <td>21,400</td> <td>18,900</td> <td>18,900</td> </tr> <tr> <td>第6</td> <td>30,000円以上 64,000円未満</td> <td>27,400</td> <td>24,900</td> <td>24,900</td> </tr> <tr> <td>第7</td> <td>64,000円以上 110,000円未満</td> <td>34,300</td> <td>31,100</td> <td>25,900</td> </tr> <tr> <td>第8</td> <td>110,000円以上 160,000円未満</td> <td>42,000</td> <td>31,100</td> <td>25,900</td> </tr> <tr> <td>第9</td> <td>160,000円以上 408,000円未満</td> <td>48,800</td> <td>31,100</td> <td>25,900</td> </tr> <tr> <td>第10</td> <td>408,000円以上</td> <td>69,600</td> <td>31,100</td> <td>25,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>※母子世帯等において次の階層に属する場合は、次表に掲げる徴収金基準額とする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>6,400</td> <td>5,100</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>16,100</td> <td>13,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第2階層から第10階層までの世帯で、入所児童が2人の場合は徴収金の半額、3人以上の場合は1/10額を適用する。</p> <p>※この表の第2階層から第6階層までの世帯で2人以上の児童のうち徴収金の高い方の児童1人について半額を適用また、第7階層から第10階層までの世帯で2人以上の児童のうち徴収金の低い方の児童1人について半額を適用</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所入所措置等に関する規則 	階層	区 分	3歳未満児	3歳児	4歳児以上	第1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	第2	第1階層及び第5～第10階層を除き、前年度分の市町村住民税非課税世帯	6,000	4,300	4,300	第3	市町村住民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	13,700	11,200	11,200	第4	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	17,200	14,600	14,600	第5	30,000円未満	21,400	18,900	18,900	第6	30,000円以上 64,000円未満	27,400	24,900	24,900	第7	64,000円以上 110,000円未満	34,300	31,100	25,900	第8	110,000円以上 160,000円未満	42,000	31,100	25,900	第9	160,000円以上 408,000円未満	48,800	31,100	25,900	第10	408,000円以上	69,600	31,100	25,900	階層	3歳未満児	3歳以上児	第2階層	0	0	第3階層	6,400	5,100	第4階層	16,100	13,500	<p>各市町で保育料徴収基準額表の階層区分、保育料に相違がある。特に、市と町とで低所得者階層での差が大きい。</p> <p>2子、3子の軽減措置が相違し、秋徳町、阿知須町には独自の制度がある。</p> <p>課 題 への 対 応</p> <p>保育料については、階層区分を統一し、市(山口)と町(小郡・秋徳・阿知須・徳地町)の2本立ての基準額表を採用する。ただし、経過措置として3年間据え置き、その後3年間で統一する。3子目(3歳未満児)の減免措置は、多子世帯保育料等軽減事業での実施とする。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>多子世帯保育料等軽減事業(H15年度～)</p> <p>第3子以降の3歳未満児のいる世帯に対し、保育料等(認可外保育施設を含む)の軽減</p> <p>[事業主体] 市町村</p> <p>[助成対象] 第3子以降の3歳未満児が保育所に入所している世帯</p> <p>[助成内容]</p> <p>①国の徴収金基準額表第2～第4階層に属する世帯→無料化</p> <p>②国の徴収金基準額表第5階層以上に属する世帯→1/2軽減</p> <p>③認可外保育施設に入所している世帯</p> <p style="text-align: right;">→1人につき年間50,000円(現行25,000円)</p> <p>[負担割合] 県1/2、市町村1/2</p> </div> <p>調 整 案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>(◎) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>
階層区分			各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 定義	徴収金基準額(月額)																																																																																																																							
	3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																									
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0																																																																																																																								
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村住民税非課税世帯	4,000	3,000																																																																																																																								
第3	市町村住民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	13,000	11,000																																																																																																																								
第4	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	24,000 21,000																																																																																																																								
第5	64,000円以上 160,000円未満	35,000	26,000																																																																																																																								
第6	160,000円以上 408,000円未満	52,000	26,000																																																																																																																								
第7	408,000円以上	62,000	26,000																																																																																																																								
階層区分	徴収金基準額(月額)																																																																																																																										
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合																																																																																																																									
第2階層	0円	0円																																																																																																																									
第3階層	12,000円	10,000円																																																																																																																									
第1欄	第2欄	第3欄																																																																																																																									
第2～第4階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1																																																																																																																									
第5～第7階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする) ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 徴収基準額表×0.5 徴収基準額表×0.1																																																																																																																									
階層	区 分	3歳未満児	3歳児	4歳児以上																																																																																																																							
第1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0																																																																																																																							
第2	第1階層及び第5～第10階層を除き、前年度分の市町村住民税非課税世帯	6,000	4,300	4,300																																																																																																																							
第3	市町村住民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	13,700	11,200	11,200																																																																																																																							
第4	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	17,200	14,600	14,600																																																																																																																							
第5	30,000円未満	21,400	18,900	18,900																																																																																																																							
第6	30,000円以上 64,000円未満	27,400	24,900	24,900																																																																																																																							
第7	64,000円以上 110,000円未満	34,300	31,100	25,900																																																																																																																							
第8	110,000円以上 160,000円未満	42,000	31,100	25,900																																																																																																																							
第9	160,000円以上 408,000円未満	48,800	31,100	25,900																																																																																																																							
第10	408,000円以上	69,600	31,100	25,900																																																																																																																							
階層	3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																									
第2階層	0	0																																																																																																																									
第3階層	6,400	5,100																																																																																																																									
第4階層	16,100	13,500																																																																																																																									
課 題 への 対 応																																																																																																																											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 17年度は保育料を現行どおりとし、平成18年4月1日から新保育料を施行する。なお、秋徳町、阿知須町の多子世帯独自減免は新保育料施行時に廃止する。</p> <p>② 同一保育園内で旧市区域から旧町区域に転居した場合(その逆)の移動基準日は、月初めの1日とする。また、旧時間の移動にも適用する。(住基の転居日を基準に考え、1日現在でどこにいたかを確認する。)</p> </div>																																																																																																																											

事務一元化現況・分析調書(3)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	施設の状況
事業名	保育料	分科会名	児童・母子分科会	協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業
専門部会名	福祉部会			コード	19-05-02-02

保育料(月額)比較資料

市階層	国階層	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	国	調整案(市)	山口市	調整案(町)	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
定義										
A	1	生活保護による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	2'	B2階層に属し、母子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯その他市長が認めた世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	2	A階層及びD階層を除き、全年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	9,000	8,000	8,000	4,000	4,000	6,000	4,000	6,000
C1	3'	C2階層に属し、母子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯その他市長が認めた世帯	18,500	14,000	14,000	8,000	8,000	13,000	12,000	6,400
C2	3	均等割の額のみ世帯	19,500	16,000	16,000	9,000	9,000	14,000	13,000	13,700
C3	3'	C4階層に属し、母子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯その他市長が認めた世帯	18,500	17,000	18,500	10,000	10,000	15,000	12,000	16,100
C4	3	所得割の額がある世帯	19,500	18,000	19,500	11,000	11,000	16,000	13,000	17,200
D1	4	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	30,000	14,000円未満	23,000	21,000	16,000	21,000	24,000	21,400
				14,000円以上 24,000円未満						
D2	4	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	30,000	24,000円以上 30,000円未満	30,000	24,000	23,000	24,000	24,000	27,400
				30,000円以上 32,000円未満						
D3	5	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	44,500	32,000円以上 40,000円未満	37,000	35,000	35,000	32,000	35,000	34,300
				40,000円以上 64,000円未満						
D4	5	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	44,500	64,000円以上 88,000円未満	37,000	35,000	35,000	32,000	35,000	42,000
				88,000円以上 110,000円未満						
D5	6	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	61,000	110,000円以上 112,000円未満	44,000	44,500	44,000	40,000	52,000	48,800
				112,000円以上 160,000円未満						
D6	7	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	80,000	160,000円以上 180,000円未満	52,000	52,000	55,000	49,000	52,000	48,800
				180,000円以上 408,000円未満						
D6	7	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	80,000	62,000	62,500	62,000	60,000	64,000	62,000	69,600

国	調整案(市)		山口市		調整案(町)		小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	
	3歳	4歳以上	3歳	4歳以上	3歳	4歳以上				3歳以上	3歳
0	0		0		0		0	0	0	0	
0	0		0		0		0	0	0	0	
6,000	5,000		6,000		3,000		3,000	4,000	3,000	4,300	
15,500	11,000		11,000		6,000		6,000	11,000	10,000	5,100	
16,500	12,000		12,000		7,000		7,000	12,000	11,000	11,200	
15,500	14,000		15,500		8,000		8,000	12,000	10,000	13,500	
16,500	15,000		16,500		9,000		9,000	13,000	11,000	14,600	
27,000	20,000		20,000		18,000		14,000	18,000	21,000	18,900	
	27,000		27,000		21,000		18,000				
41,500	33,000		33,000		26,000		25,000	29,000	26,000	31,100	
	28,000		28,000		26,000					33,000	25,900
58,000								39,000			
77,000							26,000	39,000			

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	民間保育所への運営費補助			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (7) 児童福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-05-03-08

現況

民間保育所への運営費補助

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
私立保育所数	8箇所	1箇所	2箇所	該当なし	2箇所
定員	915人	60人	105人		40人
平成14年度 運営費補助決算額	42,853千円	0千円	400千円		746千円

山口市

No.	補助事業 (内容)	目的	備考(算出根拠)	14年度決算額
1	児童処遇向上費	採暖費を上乗せすることにより、児童の処遇向上を図る。	190円×入所児童数(10月～3月)	1,116千円
2	職員処遇向上費	公立職員との給与格差の是正を図る。	3歳未満児 1,200円(月額)×入所児童数 3歳以上児 240円(月額)×入所児童数	6,850千円
3	職員業務省力化改善費	民間保育所における週休2日制導入の促進を図る。	保育士 臨時賃金/2×26週 調理師 臨時賃金/2×26週	11,029千円
4	牛乳支給費	3歳以上児の健康増進を図る。	40円(日額)×3歳以上児数(200cc相当)	6,911千円
5	事務手数料	保育料徴収の円滑化を図る。	350円(月額)×定員数	3,591千円
6	災害共済負担金 (学校健康センター)	園児のけが等の保険掛金を負担し、園の経費負担の軽減を図る。	375円(月額)×入所児童数	350千円
7	賠償責任保険料 (全国私立保育連盟)	施設の瑕疵による園児の事故等に対する賠償保険料負担し、園の経費負担の軽減を図る。	250円×前年度入所児童数の平均値	91千円
8	障害児保育費	障害児保育について、保育士の確保、受入体制の充実を図る。	1人当たり75,860円(月額)	12,896千円
9	一時保育事業総合 保険料	一時保育で預かる園児の事故等に対する賠償保険料を負担し、園の経費負担の軽減を図る。	基本分 1,950円 加算分 350円/人	19千円

秋穂町

私立保育園の入所児童及び職員の処遇改善を図るため、毎年度予算の範囲内において、保育所運営費に対し助成金を交付する。

【根拠法令等】 秋穂町私立児童福祉施設運営費助成事務取扱要領

徳地町

私立保育所の健全運営と経営安定を促進するため、予算の範囲内において、措置費の加算支給をする。

【根拠法令等】 徳地町私立保育所措置加算支給交付要綱

新たな補助メニュー

No.	補助事業 (内容)
①	児童処遇向上費 (委託料)
②	職員処遇向上費 (委託料)
③	職員業務省力化改善費 (委託料)
④	徴収事務向上費 (委託料)
⑤	年末特別保育補助金
⑥	小規模保育所への補助金 (定員割れの場合のみ)

No.	補助事業 (内容)
⑦	食育向上推進費
⑧	災害共済負担金 (学校健康センター)
⑨	賠償責任保険料 (全国私立保育連盟)

分析

調整上の課題

阿知須町を除く1市3町に、民間保育所が設置運営されており、小郡町以外の1市2町で、運営費補助を実施している。

課題への対応

民間保育所の経営の安定化及び公立保育所との格差是正のため、児童及び職員の処遇向上を柱として、必要な補助制度を創設する方向で調整する。

- ① 民間保育所への補助①～⑨とし、①～⑥については、1市4町すべての民間保育所へ⑦～⑨については、山口市の民間保育所のみ適用するものとする。(併用期間は保育料が統一される年度までとする。)
- ② ①～④⑦⑧については委託料で、⑤⑥については補助金で、⑨については役務費で支払う。
- ③ 施行時期については、平成18年4月1日からとする。
- ④ 現在、山口市で実施しているメニューの内、牛乳支給費については、その目的を見直し、現在重要視されている食育を推進するため、食育向上推進費とし、保育料の負担の大きい市部の児童に対するサービスを維持するため、保育料が統一されるまでの間、保育料の負担の大きい山口市域に経過措置として実施する。また、災害共済負担金、賠償責任保険料についても、保育料の負担に加え、さらに保護者に保険料の負担が転嫁されることがないように、同じく保育料が統一されるまでの間、保育料の負担の大きい山口市域に経過措置として実施する。

調整案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- () 2. 市・町の例により調整する。
- (◎) 3. 新たに制度等を創設する。
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他 ()

事務一元化現況・分析調書

大項目	保健医療		中項目	保健関係施策の状況			小項目	健康づくり																																																																																																																																																																															
事業名	成人健康診査						協定項目	22 各種事務事業の取扱い (9) 保健・医療事業																																																																																																																																																																															
専門部会名	福祉部会		分科会名	保健医療分科会			コード	21-03-03-03~09																																																																																																																																																																															
現況							分析																																																																																																																																																																																
成人健康診査							調整上の課題																																																																																																																																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本健康診査</td> <td colspan="2">対象者</td> <td>40歳以上</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>個別</td> <td rowspan="2">個人負担金</td> <td>1,200円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>集団</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">胃がん検診</td> <td colspan="2">対象者</td> <td>40歳以上</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>個別</td> <td rowspan="2">個人負担金</td> <td>2,200円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>集団</td> <td>800円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">肺がん検診</td> <td rowspan="2">集団</td> <td>①X線</td> <td>対象者</td> <td>40歳以上</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人負担金</td> <td>無料</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②喀痰</td> <td>対象者</td> <td>50歳以上</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>個人負担金</td> <td>600円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大腸がん検診</td> <td colspan="2">対象者</td> <td>40歳以上</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>個別</td> <td rowspan="2">個人負担金</td> <td>600円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>集団</td> <td>—</td> <td>300円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">子宮がん検診</td> <td colspan="2">対象者</td> <td>30歳以上</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>20歳以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個別</td> <td>①頸部</td> <td rowspan="2">個人負担金</td> <td>1,000円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>②頸部・体部</td> <td>1,900円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>集団</td> <td></td> <td>700円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">乳がん検診</td> <td colspan="2">対象者</td> <td>30歳以上</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>40歳以上</td> </tr> <tr> <td>個別</td> <td rowspan="2">個人負担金</td> <td>600円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">集団</td> <td>視触診</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>200円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>視触診 マンモグラフィ併用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,000円</td> <td>—</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">肝炎検診</td> <td>個別</td> <td rowspan="2">個人負担金</td> <td>(節目・問診)無し (二次) 1,000円</td> <td>(節目)無し (二次) 同左</td> <td>(節目)無し (二次) 同左</td> <td>(節目)無し (二次) 同左</td> <td>(節目) 1,000円 (二次) 1,500円</td> </tr> <tr> <td>集団</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>(節目) 800円</td> </tr> </tbody> </table>										山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	基本健康診査	対象者		40歳以上	同左	同左	同左	同左	個別	個人負担金	1,200円	同左	同左	同左	1,000円	集団	—	—	—	—	500円	胃がん検診	対象者		40歳以上	同左	同左	同左	同左	個別	個人負担金	2,200円	同左	同左	同左	2,900円	集団	800円	同左	同左	同左	900円	肺がん検診	集団	①X線	対象者	40歳以上	同左	同左	同左	同左		個人負担金	無料	同左	同左	同左	同左	②喀痰	対象者	50歳以上	同左	同左	同左	同左	同左	個人負担金	600円	同左	同左	同左	同左	500円	大腸がん検診	対象者		40歳以上	同左	同左	同左	同左	個別	個人負担金	600円	同左	同左	同左	1,100円	集団	—	300円	同左	同左	500円	子宮がん検診	対象者		30歳以上	同左	同左	同左	20歳以上	個別	①頸部	個人負担金	1,000円	同左	同左	同左	1,700円	②頸部・体部	1,900円	同左	同左	同左	2,500円	集団		700円	同左	同左	同左	600円	乳がん検診	対象者		30歳以上	同左	同左	同左	40歳以上	個別	個人負担金	600円	同左	同左	同左	700円	集団	視触診	—	—	—	200円	—		視触診 マンモグラフィ併用	—	—	1,000円	—	1,200円	肝炎検診	個別	個人負担金	(節目・問診)無し (二次) 1,000円	(節目)無し (二次) 同左	(節目)無し (二次) 同左	(節目)無し (二次) 同左	(節目) 1,000円 (二次) 1,500円	集団	—	—	—	—	(節目) 800円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口市は、大腸がん検診の集団検査を行っていない。 ・ 秋穂町と徳地町は、乳がん検診について、視触診、マンモグラフィ併用による検診を行っている。 ・ 阿知須町は乳がん検診について、視触診による集団検診を行っている。 ・ 徳地町は基本健康診査で集団検診を行っている。 		
			山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																																																																																																																																																																
基本健康診査	対象者		40歳以上	同左	同左	同左	同左																																																																																																																																																																																
	個別	個人負担金	1,200円	同左	同左	同左	1,000円																																																																																																																																																																																
	集団		—	—	—	—	500円																																																																																																																																																																																
胃がん検診	対象者		40歳以上	同左	同左	同左	同左																																																																																																																																																																																
	個別	個人負担金	2,200円	同左	同左	同左	2,900円																																																																																																																																																																																
	集団		800円	同左	同左	同左	900円																																																																																																																																																																																
肺がん検診	集団	①X線	対象者	40歳以上	同左	同左	同左	同左																																																																																																																																																																															
			個人負担金	無料	同左	同左	同左	同左																																																																																																																																																																															
	②喀痰	対象者	50歳以上	同左	同左	同左	同左	同左																																																																																																																																																																															
		個人負担金	600円	同左	同左	同左	同左	500円																																																																																																																																																																															
大腸がん検診	対象者		40歳以上	同左	同左	同左	同左																																																																																																																																																																																
	個別	個人負担金	600円	同左	同左	同左	1,100円																																																																																																																																																																																
	集団		—	300円	同左	同左	500円																																																																																																																																																																																
子宮がん検診	対象者		30歳以上	同左	同左	同左	20歳以上																																																																																																																																																																																
	個別	①頸部	個人負担金	1,000円	同左	同左	同左	1,700円																																																																																																																																																																															
		②頸部・体部		1,900円	同左	同左	同左	2,500円																																																																																																																																																																															
	集団		700円	同左	同左	同左	600円																																																																																																																																																																																
乳がん検診	対象者		30歳以上	同左	同左	同左	40歳以上																																																																																																																																																																																
	個別	個人負担金	600円	同左	同左	同左	700円																																																																																																																																																																																
	集団		視触診	—	—	—	200円	—																																																																																																																																																																															
		視触診 マンモグラフィ併用	—	—	1,000円	—	1,200円																																																																																																																																																																																
肝炎検診	個別	個人負担金	(節目・問診)無し (二次) 1,000円	(節目)無し (二次) 同左	(節目)無し (二次) 同左	(節目)無し (二次) 同左	(節目) 1,000円 (二次) 1,500円																																																																																																																																																																																
	集団		—	—	—	—	(節目) 800円																																																																																																																																																																																
課題への対応							<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳がん検診については、平成17年度から視触診、マンモグラフィ併用方式に1市4町で統一される予定である。 ・ 基本健康診査、大腸がん検診については、従来どおりの方法で行うものとする。 																																																																																																																																																																																
調整案							<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 乳がん個別検診、肝炎ウイルス検診（要受診者検診・二次検診）の実施期間は2月までとする。 ② 合併後の実施医療機関は10月時点での指定医療機関のみとする。 (肝炎ウイルス検診を除き山口市・吉南両医師会医療機関) ③ 集団検診の検診会場は従来通りとし、新市内からの申し込みを受け付ける。 ④ 徳地町総合検診は10月実施であるが、申し込みが8月で終了しているため合併後の受付はしない。 ⑤ 対象年齢の基準日は翌年4月1日（年齢に合わせる）とする。 ⑥ 乳がん検診自己負担金は1,500円とする。(委託料の3割) ⑦ 診査結果の通知方法については、平成17年度は現行のままとし、平成18年度に向けて検討する。 </div>																																																																																																																																																																																
<p>※70歳以上、生活保護、市町民税非課税世帯は無料。</p>							<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2. 山口市・小郡町・秋穂町・阿知須町の例により調整する。 ただし、実施方法については、現行のまま新市に引き継ぐ。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 () 																																																																																																																																																																																

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等
事業名	廃棄物処理手数料	分科会名	環境衛生分科会	協定項目	22-10 生活環境事業の取扱い
専門部会名	環境部会			コード	16-02-01-04

現況

廃棄物手数料

種別	区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	
家庭系廃棄物	市が定期的に収集、運搬する場合	(1)焼却施設に搬入するもの	手数料は無料だが、可燃物のごみ袋は指定がある。 (大)10枚 100円 (中)10枚 90円 (小)10枚 80円	指定袋1袋につき (大) 20円 (小) 13円	指定袋1冊につき 135円 (うち、手数料は50円。)	指定袋1袋につき (大) 40円 (小) 20円 (特小) 15円	指定袋1袋につき (大) 30円 (小) 20円
		(2)破砕処理施設に搬入するもの	施設なし	施設なし	施設なし	施設なし	不燃物指定袋1枚につき (大) 80円 (小) 50円 電気・石油・ガス製品300円 (それ以外は無料)
		(3)一般廃棄物最終処分場に搬入するもの	無料	無料	無料	指定袋(大)1袋につき 40円 (小)1袋につき 20円 (特小)1袋につき 15円	施設なし
	市が臨時に収集、運搬する場合(申し込み含む)	(1)焼却施設に搬入するもの	引越ごみ(可燃)1車につき(税別) 0.3t 1,500円・0.7t 3,500円 1.0t 5,000円・2.0t 10,000円	実施していない	実施していない	実施していない	引越し等により生じた粗大ゴミ 1車(2t) 5,000円
		(2)破砕処理施設に搬入するもの	施設なし	施設なし	施設なし	施設なし	
		(3)一般廃棄物最終処分場に搬入するもの	引越ごみ(不燃)1車につき(税別) 0.3t 1,200円・0.7t 2,800円 1.0t 4,000円・2.0t 8,000円	実施していない	実施していない	実施していない	施設なし
自ら処理施設に搬入するもの	(1)焼却施設に搬入するもの	10kgごとに50円	10kgごとに50円	10kgごとに50円	10kgまで50円。以後100kg未満までは10kg増すごとに50円を加算する。100kg以上110kg未満700円。以後10kg増すごとに70円を加算する。	実施していない	
	(2)一般廃棄物最終処分場に搬入するもの	搬入料100kgまでを400円とし、100kgを増すごとに400円を加算する。(税別)なお、10kgまでは無料。	搬入量50kgまで50円 50kgを増すごとに50円	車輛の最大積載量0.5tまで1車1,500円 0.5tを超え1tまで1車3,000円 1tを超え2tまで1車6,000円 2tを超え4tまで1車12,000円 4tを超えるときは12,000円に1t増す毎に3,000円を加算する。	10kgまで50円。以後100kg未満までは10kg増すごとに50円を加算する。100kg以上110kg未満700円。以後10kg増すごとに70円を加算する。	施設なし	
事業系一般廃棄物	申し込みにより市が定期的に収集、運搬し焼却処理する場合	45%の袋1袋につき 月1,200円(税別)	指定袋(大)1袋につき 20円 指定袋(小) 1袋につき 13円	45%の容器1個につき 月1,050円	実施していない	可燃物指定袋1枚につき (大) 30円 (小) 20円	
	事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)が自ら処理施設に搬入する場合	(1)焼却施設に搬入するもの	100kgごとに500円。(消費税別、10円未満切捨て) ※破砕機使用の場合には50%増し。	同左	同左	10kgまで50円。以後100kg未満までは10kg増すごとに50円を加算する。100kg以上110kg未満700円。以後10kg増すごとに70円を加算する。	実施していない
		(2)破砕処理施設に搬入するもの	施設なし	焼却施設に搬入するものの50%増し	施設なし	施設なし	実施していない
(3)一般廃棄物最終処分場に搬入するもの	搬入料100kgまでを400円とし、100kgを増すごとに400円を加算する。(税別)なお、10kgまでは無料。	搬入量100kgまで300円。100kgを増すごとに300円	車輛の最大積載量0.5tまで1車1,500円 0.5tを超え1tまで1車3,000円 1tを超え2tまで1車6,000円 2tを超え4tまで1車12,000円 4tを超えるときは12,000円に1t増す毎に3,000円を加算する。	10kgまで50円。以後100kg未満までは10kg増すごとに50円を加算する。100kg以上110kg未満700円。以後10kg増すごとに70円を加算する。	施設なし		
犬、猫等の動物の死体	市が収集、運搬する場合(申し込み含む)	飼育動物 1頭 300円 犬ねこ等の死体処理手数料については、上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。ただし、10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。	無料	実施していない	直接搬入のみ 犬(大) 3,150円 (中) 2,100円 (小) 1,050円 猫 1,050円	実施していない	
特定家庭用機器廃棄物	臨時の申込みにより市が収集し、再商品化法第17条に規定する指定引取場所(以下「指定引取場所」という。)に運搬する場合	実施していない	実施していない	実施していない	実施していない	1台につき2,500円	
	排出する者(排出する者から運搬の委託を受けた者を含む。)が自ら市の保管施設に搬入し、市が指定引取場所に運搬する場合(特定家庭用機器廃棄物)	1台につき1,500円(税別)	1台につき1,500円	1台につき1,500円	1台につき3,150円	実施していない	

事務一元化現況・分析調書（2）

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等
事業名	廃棄物処理手数料			協定項目	22-10 生活環境事業の取扱い
専門部会名	環境部会	分科会名	環境衛生分科会	コード	16-02-01-04

分

析

調整上の課題	課題への対応	調整案
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系廃棄物、特定家庭用機器廃棄物、事業系一般廃棄物等における処理手数料に相違がある。 ・家庭系廃棄物の臨時収集の有無、対象ごみに相違がみられる。 ・小動物の死体処理に違いがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系廃棄物について、市が定期的に収集する可燃物については、ごみ袋を指定することで有料とし、自ら処理施設に持ち込むものについても有料とする。 ・事業系廃棄物については、定期収集・不定期収集・持込等すべて有料とする。 ・処理手数料については、新市発足時までには調整する。 ・家庭系廃棄物の臨時収集、対象ごみについては、収集体制も含めて、今後調整していく。 ・小動物の死体処理は、処理施設の関係があることから、今後調整していく。 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【可燃収集ごみ処理手数料に関する調整結果】 新市発足と同時（10月1日）に、1市4町で処理手数料を統一し、条例で定めることとする。 手数料の額は、次のとおりとする。 消費税は内税とする。 (大) 10円 45リットル (中) 9円 30リットル (小) 8円 20リットル とする。</p> <p>詳細については、別紙のとおりとする。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 (◎) 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 ()

廃棄物処理手数料(指定収集袋に関するもの以外)

種類	区分		金額	
可燃ごみ	持込み	一般家庭から排出されたもの	100キログラムまでは、10キログラムにつき10円(指定収集袋により持ち込む場合は、無料)とし、100キログラムを超える場合は、その超える部分について100キログラムごとに525円を加算する。	
		事業所から排出されたもの	100キログラムにつき525円	
	収集	一般家庭の引っ越しにより生じたもの(旧山口市・旧徳地町区域のみ)	0.3トンまで	1,570円
			0.3トン超0.7トンまで	3,670円
不燃ごみ	持込み	一般家庭から排出されたもの	50キログラムにつき50円	
		事業所から排出されたもの	100キログラムにつき420円	
	収集	一般家庭の引っ越しにより生じたもの(旧山口市・旧徳地町区域のみ)	0.3トンまで	1,260円
			0.3トン超0.7トンまで	2,940円
粗大ごみ	持込み	一般家庭から排出されたもの	可燃性のもの	100キログラムまでは、10キログラムにつき10円とし、100キログラムを超える場合は、その超える部分について100キログラムごとに525円を加算する。
		不燃性のもの	50キログラムにつき50円	
	事業所から排出されたもの	可燃性のもの	100キログラムにつき787円	
		不燃性のもの	100キログラムにつき420円	
機特定家庭用廃棄物	持込み	特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物を同法第17条に規定する指定引取場所に運搬する場合	1台につき1,500円	

備考 上記により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

廃棄物処理手数料(指定収集袋に関するもの)

種類	区分		金額		
可燃ごみ	収集	一般家庭の日常生活から排出されたもの及び旧徳地町区域の事業所から排出されたもの	指定収集袋 大1袋につき	10円	
			指定収集袋 中1袋につき	9円	
			指定収集袋 小1袋につき	8円	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	ごみ減量化・再資源化
事業名	指定ごみ袋	分科会名	環境衛生分化会	協定項目	22-10 生活環境事業の取扱い
専門部会名	環境部会			コード	16-02-03-04

現

況

指定ごみ袋の取扱い

(平成16年6月現在)

区分		山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
可燃物	① 大きさ	大 45ℓ (800mm×650mm) 中 30ℓ (700mm×500mm) 小 20ℓ (570mm×450mm) いずれも厚さ0.03mm	容量20ℓ容器 (ごみ袋小) 容量30ℓ容器 (ごみ袋中) 容量50ℓ容器 (ごみ袋大)	ヒモ付大 約45ℓ (800mm×500mm) 厚さ0.025mm 大 約45ℓ (800mm×500mm) 厚さ0.025mm 中 約25ℓ (640mm×480mm) 厚さ0.02mm 小 約15ℓ (490mm×330mm) 厚さ0.02mm	大 55ℓ (830mm×650mm) 厚さ0.035mm 小 25ℓ (700mm×500mm) 厚さ0.035mm 特小 17ℓ (500mm×500mm) 厚さ0.03mm	大 (800mm×500mm) 厚さ0.03mm 小 (650mm×500mm) 厚さ0.03mm
	② 色	半透明袋 色付き (黄色)	白色の半透明袋	白色の半透明袋	白色の半透明袋	白色の半透明袋
	③ 材質	低密度ポリエチレン製 (炭酸カルシウム・活性フェロキサイト入)	ポリエチレン30% 再生ペットボトル樹脂70%	高密度ポリエチレン製	ポリエチレン製	高密度ポリエチレン製
	④ 価格	大100円、中90円、小80円を上限 (各10枚入り)	小 1枚につき10円 中 1枚につき13円 大 1枚につき20円	ヒモ付大 6枚入り 大 7枚入り 中 10枚入り 小 20枚入り *1冊当たり135円	大 10枚 400円 小 20枚 400円 特小 20枚 300円	大 1枚 30円 小 1枚 20円
	⑤ 販売方法	「山口市指定ごみ袋の販売に関する覚書」を締結した店舗において販売	スーパー、商店、コンビニで販売	役場及び商工会を通じて町内店舗において販売	役場及び商工会を通じて町内店舗において販売	役場及び町内の14店舗において販売
不燃物	① 大きさ				大 55ℓ (830mm×650mm) 厚さ0.050mm 小 25ℓ (700mm×500mm) 厚さ0.050mm 特小 17ℓ (500mm×500mm) 厚さ0.035mm	大 (900mm×500mm) 厚さ0.08mm 小 (620mm×500mm) 厚さ0.08mm
	② 色	なし	なし	なし	透明袋	透明袋
	③ 材質				ポリエチレン製	低密度ポリエチレン製
	④ 価格				大 10枚 400円 小 20枚 400円 特小 20枚 300円	大 1枚 80円 小 1枚 50円
	⑤ 販売方法				役場及び商工会を通じて町内店舗において販売	役場及び町内の14店舗において販売
根拠法令	山口市可燃ごみ袋の指定に関する実施要領	小郡町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	秋穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	阿知須町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	徳地町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	

事務一元化現況・分析調書（2）

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	ごみ減量化・再資源化
事業名	指定ごみ袋			協定項目	22-10 生活環境事業の取扱い
専門部会名	環境部会	分科会名	環境衛生分科会	コード	16-02-03-04
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<ul style="list-style-type: none"> 全ての市町が可燃ごみについて袋を指定しているが、材質、大きさに相違がある。 不燃物の袋を指定しているのは、阿知須町と徳地町のみであるが、山口市も現在検討中である。 山口市は、実施要領で指定袋を定めているが、小郡町、秋徳町、阿知須町、徳地町は条例で指定袋を定めており、袋の販売経費に処理手数料を含めている。 阿知須町は、ごみ処理を宇部市に委託しているため、宇部市と同じ仕様のごみ袋を使用している。 		<ul style="list-style-type: none"> 新市移行後速やかに共通の指定袋を作成するよう調整する。 指定袋の価格は、処理手数料として、条例で定めることとし、適正な価格となるように調整する。 合併後しばらくは、旧市町の指定袋と新市の指定袋が混在することになるが、旧市町の指定袋で出されたごみもこれまでと同様に収集するものとする。（ごみの収集は、当分の間、現行どおりのやり方で行われる。） 阿知須町は、宇部市との今後の協議の推移を見ながら調整を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 (◎) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 () 	
		<p>【可燃ごみの指定ごみ袋に関する調整結果】 新市発足と同時（10月1日）に、新たな指定ごみ袋を1市4町において使用することとし、旧ごみ袋については、販売中止とする。ただし、9月末までに、購入していたものについては、平成18年9月末まで使用できるものとする。</p> <p>規格</p> <p>大きさ (大) 縦800mm×横650mm (容量：45リットル) (中) 縦700mm×横500mm (容量：30リットル) (小) 縦570mm×横450mm (容量：20リットル)</p> <p>厚み (大) 0.025mm (中) 0.02mm (小) 0.02mm</p> <p>袋の色 半透明（着色は無いものとする） 形状 平袋 文字色 袋：赤</p>			

事務一元化現況・分析調書

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	ごみ処理に関する施策
事業名	資源ごみ回収事業報奨金			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	環境部会	分科会名	環境衛生分科会	コード	16-02-04-04
現況				分析	
資源ごみ回収事業報奨金について				調整上の課題	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
奨励金交付対象者	自治会・子ども会等	リサイクル事業を実施した地区及び団体	環衛連、婦人会、子ども会、PTA、老人クラブ等	婦人会、PTA、子ども会、老人クラブ等	自治会、育友会、PTA、子ども会、婦人会、老人クラブ等
対象物	古紙類 古布類 金属類 缶類 びん類	古紙類 繊維類 金属類 びん類 紙パック	古紙類 繊維類 金属類 びん類 紙パック	古紙・雑誌 繊維類 鉄類 びん類 紙類	古紙類 繊維類 金属類 びん類
報奨金額 (1kgあたり)	5円(*H14から) (H13までは6円)	8円	5円	古紙・雑誌は10円 その他は5円	5円 (雑誌は10円)
平成14年度実績について				課題への対応	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
回収量					
古紙類	2,624t	657t	1t	143t	174t
繊維類(古布)	46t	6t	0t	3t	1t
金属類	15t	27t	1t	3t	1t
缶類	83t	41t	11t	6t	2t
びん類	70t	5t	3t	3t	15t
合計	2,838t	736t	16t	158t	193t
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
補助実績					
団体数	196	40	20	3	5
補助金額	14,189千円	5,886千円	83千円	844千円	1,225千円
根拠法令等				調整案	
山口市資源回収推進事業奨励金交付要綱 小郡町リサイクル事業奨励金交付要綱 秋穂町資源リサイクル事業報奨金交付要綱 阿知須町資源再利用化事業奨励金交付要綱 徳地町資源再利用化事業奨励金交付要綱				・事業名については、実施団体数が多く市民に浸透しているため、山口市の現行の事業名とする ・支払方法については、山口市はすべて口座振替であるが、小郡町・秋穂町は一部窓口払いがあるため、今後口座振替ができないか調整をする必要があるが、当面2種類の支払方法となる(ペイオフの関係で団体の口座を新たに作るのは難しいといわれている) ・平成18年4月1日から実施	
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	農業・畜産業振興事業
事業名	農業金融事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (11) 農林水産事業
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22-02-02-03

現況

分析

農業近代化資金

農林漁業者に対する農業近代化資金の融通を円滑にすることにより、農林業者が経営の近代化を図ることを促進する。

農業近代化資金を受けた者又は団体に対し、市町は利子補給を行っている。

	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町
補助対象	①農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営むもの ②上記①の者が主たる構成員又は出資者となっている団体で市長が指定する者	①農業（畜産業を含む。）又は林業を営むもの ②農業協同組合 ③これらのものが主たる構成員となっている団体で町長が指定するもの	①農業（畜産業を含む。）又は林業を営むもの ②農業協同組合 ③これらのものが主たる構成員となっている団体で町長が指定するもの	①農業（畜産業を含む。）又は林業を営むもの ②農業協同組合	①農業（畜産業及び養蚕業を含む。）又は林業を営むもの ②農業協同組合
資金の最高限度額	農業を営む農事組合法人・合名会社・合資会社・有限会社その他農業を営む者が組織する団体で市・町長が定めるもの 市・町長が特に必要と認めて承認したもの	2 億円	2 億円	1 億円	1 億円
	農業を営むもので上記以外のもの	1,800 万円	1,800 万円	1,200 万円	1,200 万円
	農業協同組合	15 億円	15 億円	5 億円	5 億円
融資機関	農業協同組合 市長が指定する金融機関	農業協同組合・山口県信用農業協同組合連合会・山口県生命建物共済農業協同組合	農業協同組合・農業協同組合連合会・森林組合・森林組合連合会	農業協同組合、森林組合、山口県信用農業協同組合連合会、山口県生命建物共済農業協同組合連合会	山口宇部農業協同組合、山口県信用農業協同組合連合会、山口県生命建物共済農業協同組合連合会

新規就農資金 【小郡町該当なし】

- 1 補助対象 新規就農候補者決定通知書交付があった新規就農者
- 2 貸付限度額 年額250万円×3年=750万円
- 3 融資機関 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- 4 資金の種類 「新規就農資金対策事業措置要領」に準ずる
- 5 貸付利率 無利子

農業経営基盤強化資金（スーパーL）【阿知須町該当なし】

- 1 補助対象 農業経営基盤強化促進法等に基づく認定農業者等
- 2 貸付限度額 個人 1億5,000万円
法人 5億円（法人の規模に応じて増大）
- 3 融資機関 公庫、公庫の受託金融機関及び農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- 4 資金の種類 「山口県農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱」に準ずる
- 5 貸付利率 「山口県農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱」に準ずる

調整上の課題

市町により、取り扱っている資金が異なる。
農業近代化資金では、限度額が異なっている。
資金の審査会において、農協が委員になっているが、新市では3つの農協があるため委員構成の検討が必要

課題への対応

農業近代化資金等においては、運用において合併後すぐに実施できるように制度の整備を行う。

農業近代化資金：
最も限度額の高い山口市の例により調整する。
新規就農資金：
1市4町で同一の制度であるため現行のまま新市に引き継ぐ。
農業経営基盤強化資金（スーパーL）：
1市4町で同一の制度であるため現行のまま新市に引き継ぐ。

調整案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- () 2. () 市・町の例により調整する。
- (◎) 3. 新たに制度等を創設する。
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他 ()

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	農業・畜産業振興事業
事業名	土地改良事業(補助金・分担金)			協定項目	22 各種事務時事業の取扱い、(11)農林水産事業
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22-02-02-05、22-02-02-05

現況

分析

土地改良事業補助金・分担金

1 補助事業一覧

単位：%

	国	県	現行												
			山口市		小郡町		秋穂町		徳地町		阿知須町				
			市	地元	町	地元	町	地元	町	地元	町	地元			
かんがい排水事業	県営	50	25	10	15										
	単県 (中山間)		30	40	30	45	25	27.5	22.5			35	20		
	(中山間)		50	40	25					30	20				
ほ場整備事業	担い手育成型	生産基盤	県営	50	30	12	8				12.5	7.5	13	7	
基盤整備促進	一般型	農道	団体営 (中山間)	50	10	10	30			40	0				
			農道	55	10	10	25			20	15				
	担い手育成型	農業用排水施設・ 暗きよ排水・客土	団体営 (中山間)	50	10	10	30			32	8				
			農道	55	10	10	25			20	15				
防災ダム事業(防 災ため池工事)	小規模		県営 (振興山村)	50	30	18	2			18	2				
			単県	50	35	13	2			13	2				
ため池等整備事業 (ため池等整備工 事)	小規模1		県営	50	30+5	13	2			13	2				
	小規模2		単県 (振興山村)	50	25+5	18	2			18	2		13		
	小規模3		単県 (振興山村)	50	30+5	13	2	23	2	23	2	18	2		
危険ため池等整備事業			単県		30+10	58	2	45	25	38	2	38	2	48	2
					60										
農業用河川工作物応急対策事業	大規模		県営	55	37	5	3				6	2			
農山漁村生活環境基盤整備事業			単県 (振興山村)		30	40	30	45	25	50	0	30	20	35-50	20-0
非補助土地改良事業 利子補給金					20	20	60								
			区画整理等		80	20	0								

2 災害復旧事業一覧

単位：%

	国	県	現行											
			山口市		小郡町		秋穂町		徳地町		阿知須町			
			市	地元	町	地元	町	地元	町	地元	町	地元		
災害復旧事業	農業用水路・頭首工・ため池・ 揚水施設	市・町営	65		25以内	10以内	17.5	17.5	24.5 以内	10.5 以内	30	5	20	15
	農地(国庫補助対象)	市・町営	50		30以内	20以内	25	25	25以内	25以内	0	50	30	20
	農地(国庫補助対象を超)	市営			30以上	70以内								
災害復旧単独事業	農業用施設	市・町営			65以上	35以内	65	35	50	50	90	10		
	農地	市・町営					50	50	30	70	30	70	70	30

注 山口市：補助災(農地)において、国費増嵩分は、市・地元負担額を同率で減ずる。

3 単独市・町費事業一覧

単位：%

	国	県	現行											
			山口市		小郡町		秋穂町		徳地町		阿知須町			
			市	地元	町	地元	町	地元	町	地元	町	地元		
暗きよ排水・樋門水門・かんがい排水改修事業					70	30	65	35	50	50	40	60	60	40
農道改修事業					70	30	65	35	50	50	30	70	60	40
農道舗装補修事業					70	30	65	35	50	50				
ため池改修事業					75	25	65	35	50	50	50	50		
ため池災害予防事業(余水吐切り下げ)					90以内	10以上								
農地事業									30	70				
田直し事業											50	50		
小災害事業					75	25								

注 秋穂町：単独災害及び単独町費事業の上限は20万円、徳地町：単独町費事業の上限は30万円、田直し事業の上限は10アール当たり20万円)

各市町において地元が負担すべき分担金率が異なる。

課題への対応

適正な受益者負担を考慮して調整する。

調整案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- () 2. () 市・町の例により調整する。
- (◎) 3. 新たに制度等を創設する。
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他 ()

3. 災害復旧事業一覧

	国	調整案		山口市		小郡町		阿知須町		秋穂町		徳地町		
		市	地元	市	地元	町	地元	町	地元	町	地元	町	地元	
災害復旧事業														
農業用水路・頭首工・ため池、揚水施設		65	27.5以内	7.5以内	25	10	17.5	17.5	20	15	24.5	10.5	30	5
農業用排水施設・農業用道路		65	35以内	0	35	0	17.5	17.5	20	15	24.5	10.5	30	5
農地(国庫補助対象)		50	30以内	10以内	30	20	25	25	30	20	25	25	0	50
農地(国庫補助対象を超)			30以内	70以内	30	70								
災害復旧単独事業														
農業用施設		65	35	65	35	65	35	70	30	50	50	90	10	
農地		50	50	65	35	50	50	70	30	30	70	30	70	
農業用施設災害応急復旧工事			1万円(機械:2万円)を超え全額を補助	1万円(機械:2万円)を超え全額を補助										

4. 単独市・町費事業一覧

	事業名	調整案		山口市		小郡町		阿知須町		秋穂町		徳地町	
		市	地元	市	地元	町	地元	町	地元	町	地元	町	地元
1	かみかみ排水事業	70	30	70	30			60	40	50	50	40	60
2	農道事業 農振農用地域及び中山間地域	70	30	70	30			60	40	50	50	30	70
3	農道舗装事業 中山間地域	70	30	70	30					50	50		
4	暗渠排水事業	70	30					70	30			40	60
5	ため池改修事業	75	25	75	25					50	50	50	50
6	危険ため池改修事業	98	2			98	2						
7	小災害事業	90	10	75	25								
8	田直し事業	50	50									50	50
9	ため池災害予防事業(余水吐切り下汙)	90	10	90	10								

* 1万円6万円は、事業費13万円以上とする
* 7万円事業費13万円以上40万円未満とする

10	土地改良施設維持管理適正化事業	50	50			50	50						
----	-----------------	----	----	--	--	----	----	--	--	--	--	--	--

事務一元化現況・分析調書（1）

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	商工業振興事業			
事業名	企業誘致事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い（12）商工・観光事業			
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 - 06 - 03 - 04			
現			況					
山 口 市			小 郡 町					
<p>立地奨励金・雇用奨励金・基盤整備奨励金・企業用地取得補助金</p> <p>(1) 目的 企業の立地を奨励し、産業の振興と雇用の促進を図る。</p> <p>(2) 要件 以下のいずれかの地域内に設置された工場等であつて、規則に定める要件を満たすもの。 ①都市計画法（第8条第1項第1号）による準工業地域、工業地域及び工業専用地域 ②工場立地法（第3条第1項）により作成された工場立地調査簿に記載されている工場適地 ③高度技術工業集積地域開発促進法（第5条）による宇部フェニックステクノポリス開発計画に基づく山口テクノパーク及び鑄銭司団地 ④山口物流産業団地及び山口テクノ第2団地 ⑤市長が特に必要と認めた地域</p> <p>(3) 奨励金の額 ①立地奨励金 事業開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から3年度間における各年度の固定資産税に相当する額。 ②雇用奨励金 事業開始日の前2年又は後1年の間に、本市の住民を新たに常時使用する従業員として雇用し、引き続き1年以上勤務している者1人につき20万円（情報処理の促進に関する法律第6条による情報処理技術試験合格者1人につき30万円）とする。ただし、その交付となる従業員数は、300人を限度とする。 ③基盤整備奨励金 事業開始前後それぞれ6か月間において事業所用地に至る進入道路、周辺用排水施設、引き込み給水施設の基盤整備に要した費用の2分の1を奨励金とする。ただし、2千万円を超えるときは2千万円とする。 ④企業用地取得補助金 事業所の設置に伴い取得した土地の適正な取得価格に100分の30を乗じて得た額。（その額が5千万円を超えるときは5千万円とする。）</p> <p>(4) 指定事業者 事業者のうち次に該当し、要件を満たすもので、市長が適当と認めた者 ①事業所の設置が、本市の産業の拠点形成に寄与するものとして、規則で定める地域内であること ②事業の内容が、本市の産業の振興に寄与するものとして、規則で定める要件を満たすこと</p> <p>【根拠法令等】 山口市企業立地推進条例、施行規則</p>			<p>山口市産業団地事業用借地制度実施要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、山口市における企業立地を促進し、本市の産業の発展及び地域振興を図るため、産業団地に事業所を新設する者への土地の貸し付けについて、必要な事項を定めるものとする。 (土地) 第2条 貸し付けることのできる土地は、山口市企業立地促進条例施行規則（平成13年規則第18号）第5条第3号に定める産業団地内の市が取得した土地とする。 (事業者) 第3条 この要綱の適用を受けることができる事業者は、借り受けた土地において、速やかに事業所を設置し、事業を開始しようとする者で、かつ、山口市企業立地促進条例（平成13年条例第9号）第5条第1項に定める要件を満たさなければならない。 (貸付期間) 第4条 土地の貸付期間は、10年以上20年以下とする。 (貸付料) 第5条 土地の貸付料の額は、山口市普通財産貸付要綱（平成5年4月1日施行）に基づき、1年につき評価額に100分の4を乗じて得た額とする。 2 前項の評価額は、貸し付ける土地の近傍類似の最近における売買実例並びに固定資産税及び相続税の課税標準額等を勘案して評定した時価にするものとする。 (契約保証金) 第6条 土地を借り受けようとする事業者は、契約保証金として、貸付料の2年分に相当する金額に事業所の延べ床面積1平方メートルにつき8,000を乗じて得た額を加えた額を、市に納めなければならない。 2 事業所の施設内容等により、契約保証金の額が前項の額によりがたいと市長が認めるときは、契約保証金の額は別に市長が定める。 (借地契約) 第7条 土地の貸し付けは、借地借家法（平成3年法律第90号）第24条に基づく事業用借地権の設定を目的とする契約によらなければならない。 2 前項の契約は、別記山口市産業団地事業用借地契約書作成要領に基づき作成された公正証書によらなければならない。 (申請) 第8条 この要綱の適用を受けようとする事業者は、山口市財務規則（昭和39年規則第3号）に定める公有財産借受申込書に別記進出計画書を添えて、市長に申し出なければならない。 (土地の取得) 第9条 市長は、前条の進出計画書のほか当該事業者の経営内容等を調査し、市の産業振興に投資効果が十分に認められる場合に限り、土地を取得することができる。 (報告調査) 第10条 市長は、第7条に定める借地契約に基づき、必要に応じて事業者に対し報告を求め、または実地に調査して、土地の使用が産業振興に寄与するよう努めなければならない。 (補則) 第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成16年6月4日から施行する。 (有効期限等) 2 この要綱は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に貸し付けを開始した事業者に対するこの要綱の規定の適用については、なおその効力を有する。</p>			<p>立地奨励金・雇用奨励金・企業用地取得補助金</p> <p>(1) 目的 企業を誘致することにより、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、経済の発展及び町民生活の向上に寄与する。</p> <p>(2) 要件 次に掲げるいずれかに該当するもの ア 投下固定資産総額が1億円（中小企業者にあつては5千万円）以上の事業所等であること（事業所等設置奨励金） イ 新規雇用従業員が10人（中小企業者にあつては5人）以上であること（雇用奨励金）</p> <p>①周辺環境に影響を及ぼさないこと。 ②事業者が、小郡町から1回に取得する土地の面積が1,000平方メートルを超え、土地を取得してから2年以内に事業を開始すること。</p> <p>(3) 奨励金の額 ①立地奨励金の額は、指定事業者の投下固定資産にかかる固定資産税について、次に掲げる区分に従い交付する。ただし、立地奨励金の10年度間の合計額は、1億円以内とする。 ア 事業所等の新設 前年度に賦課された固定資産税の40%相当額 イ 事業所等の増設 前年度に賦課された固定資産税の20%相当額 ウ 事業所等の移転 前年度に賦課された固定資産税の20%相当額 ②雇用奨励金の額は、指定事業者が事業所等において雇用した新規雇用従業員のうち規則で定める者の人数に20万円を乗じた額とする。 ③企業用地取得補助金の額は事業所等の設置に伴い取得した土地の適正な取得価格に100分の40を乗じて得た額とする。ただし企業用地取得補助金の10年度間の合計額は1億円以内とし、各年度の額は均等とする。</p> <p>(4) 特定事業者 規則において定めるもの</p> <p>【根拠法令等】 小郡町企業誘致条例、施行規則</p>		

事務一元化現況・分析調書（2）

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	商工業振興事業
事業名	企業誘致事業			協定項目	22 各種事務事業の取扱い (12) 商工・観光事業
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 - 06 - 03 - 04
秋穂町		徳地町		調整上の課題	
<p>立地奨励金</p> <p>(1) 目的 工場の設置を奨励し、もって産業の振興と雇用の促進を図る。</p> <p>(2) 要件 ①本町に工場（物の製造（加工又は修理含む以下同じ））を有しない者が町内に工場を設置する場合、又は本町に工場を有する者が既存の工場に係る業種と異なる業種の工場を新設する場合 ②本町に工場を有する者が、当該工場の生産規模を拡大する目的で工場を増設し、かつ、常時使用する従業員を新たに10人以上雇用する場合（企業の合理化又は工場の更新のため工場を改造し又は取り替え若しくは補修する場合を除く。） ③本町に工場を有する者が、当該工場の全部を閉鎖して、町内の他の地域に工場を移設する場合 ④事業者の当該設置に係る工場の固定資産課税標準額が基準年度において3,000万円を超える場合</p> <p>(3) 奨励金の額 当該指定事業者が設置に係る工場において操業を開始した後最初の固定資産税が賦課される年度から3年度間における各年度の固定資産税に相当する額</p> <p>農村工業導入</p> <p>(1) 趣旨 農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の規程により知事又は町長が指定した本町の地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(2) 課税免除 指定工業導入地区内において、新設又は増設に係る製造事業用設備を構成する家屋及び償却資産で租税特別措置法第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受けるもの並びに当該家屋の敷地である土地に対しては、固定資産税を課税すべきこととなる最初の年度から3年度間秋穂町税条例第62条の規定にかかわらず、固定資産税を課さない。</p> <p>【根拠法令等】 固定資産税の課税免除に関する条例、秋穂町工場設置奨励条例</p>		<p>工場設置奨励</p> <p>(1) 目的 工場の新設又は増設を奨励することにより、産業の振興と町勢の進展を図る。</p> <p>(2) 要件 ①町内に工場を設置していない者が工場を町内に設置する場合 ②町内に工場を設置している者が当該工場の既存の物的施設と関係ない工場を町内に設置する場合 ③町内に工場を設置している者が当該工場の物的施設と関係があり、かつ、当該工場において製造する物と異なる物の製造をする工場を町内に設置する場合</p> <p>(3) 奨励措置 指定する工場を設置する者に対し、当該指定工場に係る工場に対して、課する固定資産税を当該固定資産税が賦課される最初の年度から起算して3年間免除する。</p> <p>【根拠法令等】 徳地町工場設置奨励条例</p>		<p>立地を奨励したいエリアや事業内容（工場、事務所系統）などがばらばらであり、また優遇措置の方法（補助金、税の減免）も異なる。 秋穂町のみ農村工業導入地域を指定している。</p>	
課題への対応					
<p>現在の市町の優遇措置、雇用奨励を考慮しながら新しい制度を創設する。 農村工業導入地域については、新市移行後も存続できるので、新しい制度の中で調整する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>対象地域：A：山口市の現行の地域+小郡町の用途（準工業・商業・近隣商業）地域 B：小郡町の用途（準工業・商業・近隣商業）地域以外の地域+秋穂町・阿知須町・徳地町の全域の2本立てとする。 対象業種：A・Bとも山口市の現行の業種とする。ただし、小郡町の用途地域については、情報通信業ほかの業種を加える。 対象要件：A・Bとも山口市の現行の要件とする。ただし、徳地町については、過疎法に基づく地方交付税の減収補填措置が活用できることから製造業、ソフトウェア業に限り2千7百万円以上とする。 優遇措置：A：山口市の現行の措置とする。 B：立地奨励措置のみとする。ただし、徳地町において過疎法に基づく地方交付税の減収補填措置の活用を行う製造業、ソフトウェア業については、立地奨励によらず、固定資産税を3年間課税免除する。 その他：平成20年3月末までの時限条例とし、現行の山口市の借地制度を規定する。 (秋穂町の農村工業導入制度については、平成17年3月廃止。)</p> </div>					
調整案					
阿知須町		<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 (◎) 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 ()</p>			
該当なし					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	経理・営業																																																																		
事業名	水道料金の算定・収納			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(16)水道事業																																																																		
専門部会名	水道部会	分科会名		コード	13-02-02-03																																																																		
現況																																																																							
山口市		小郡町		山口市秋穂町水道企業団																																																																			
<p>1 水道料金・使用水量の算定 水道料金は2ヶ月分を1期分として算定する。 (算定区分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1期</th> <th>第2期</th> <th>第3期</th> <th>第4期</th> <th>第5期</th> <th>第6期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A地区</td> <td>3月</td> <td>5月</td> <td>7月</td> <td>9月</td> <td>11月</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B地区</td> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>7月</td> <td>9月</td> <td>11月</td> <td>1月</td> <td>3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>A地区=旧国道以南の地区、嘉川地区 B地区=旧国道以北の地区、佐山地区</p> <p>水道料金は、毎期の定例日に量水器の検針を行いその日の属する月分及びその前月分として算定する。</p> <p>2 使用水量の通知 量水器を検針したときは、使用水量のお知らせにより水道使用者等に通知する。</p> <p>3 水量の認定をする場合 量水器に異常があったとき その他使用水量が不明のとき *使用水量の認定は、過去12ヶ月の使用水量を平均した水量。ただし、計算できない場合は、過去の使用実績、日割り計算等により算定した水量による。</p> <p>4 水道料金の徴収方法 納付書による納入 口座振替による納入 町内会による委託納入</p> <p>5 水道料金の納期 納入通知書による場合=毎期定例日の属する月の翌月25日まで 口座振替による場合=毎期定例日の属する月の翌月25日 給水装置の使用を中止又は廃止した場合はその都度徴収することができる。</p> <p>6 料金等の減免 公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を減額、又は免除することができる。 〔使用水量の認定及び軽減に関する基準〕 (1) 不進行、遅行、その他の故障による量水器に異常があったとき (2) 量水器の上の荷積み、埋没等により、使用水量が計量できないとき (3) 地下埋設管の損傷による漏水 (4) 受水槽のボールタップ不良による溢水 (5) 管理者がやむを得ない特別の理由があると認めた漏水</p>			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	A地区	3月	5月	7月	9月	11月	1月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	B地区	4月	6月	8月	10月	12月	2月	5月	7月	9月	11月	1月	3月	<p>1 水道料金・使用水量の算定 水道料金は、定例日に量水器の点検を行いその日の属する月分として算定する。</p> <p>2 使用水量の通知 給水量の計量をしたときは、水道使用者等に対し、使用水量通知書に所定事項を記載して通知する。</p> <p>3 水量の認定をする場合 量水器に異常があったとき 使用水量が不明のとき *使用水量の認定は、従来の使用水量及びその他の事情を考慮して認定する。</p> <p>4 水道料金の徴収方法 納付書による納入 口座振替による納入 集金(地区集金)</p> <p>5 水道料金の納期 納入通知書による場合=毎月定例日の属する月の月末まで 口座振替による場合=毎月定例日の属する月の月末</p> <p>6 料金等の軽減又は免除 公益上その他特別の理由があると認められたときは、料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。</p> <p>〔使用水量の軽減に関する取扱〕 対象：漏水箇所の発見が困難なもの、受水槽等のボールタップ故障による漏水などで、適正な修理工事の完了や管理体制の強化の確約等発生防止の策が講じられた場合を条件とする。また、濁水を放水したときの水量等。</p>		<p>1 水道料金・使用水量の算定 水道料金は2ヶ月分を1期分として算定する。 (算定区分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1期</th> <th>第2期</th> <th>第3期</th> <th>第4期</th> <th>第5期</th> <th>第6期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">山口市</td> <td>3月</td> <td>5月</td> <td>7月</td> <td>9月</td> <td>11月</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">秋穂町</td> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>7月</td> <td>9月</td> <td>11月</td> <td>1月</td> <td>3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>山口市=山口市南部(川東地区)……偶数月 秋穂町=秋穂町全域(企業長が別に定める大口需要者及び官公署を含む。)……奇数月</p> <p>水道料金は、毎期の定められた期間内に量水器の点検を行いその日の属する期分として算定する。</p> <p>2 使用水量の通知 量水器を検針したときは、使用量を水道使用量通知書により水道使用者に通知する。</p> <p>3 水量の認定をする場合 量水器(メーター)に異常があったとき その他使用水量が不明のとき *使用水量の認定は、当該年度平均(もしくは前年度平均)。</p> <p>4 水道料金の徴収方法 納付書による納入 口座振替による納入 地区集金</p> <p>5 水道料金の納期 納入通知書による場合=検針月翌月末日まで 口座振替による場合=検針月翌月17日 上記日に納入がない場合 納入通知書による場合=検針日翌々月25日まで 口座振替による場合=検針日翌々月3日再振替</p> <p>6 料金手数料等の軽減又は免除 公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。</p>			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	山口市	3月	5月	7月	9月	11月	1月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	秋穂町	4月	6月	8月	10月	12月	2月	5月	7月	9月	11月	1月	3月
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期																																																																	
A地区	3月	5月	7月	9月	11月	1月																																																																	
	4月	6月	8月	10月	12月	2月																																																																	
B地区	4月	6月	8月	10月	12月	2月																																																																	
	5月	7月	9月	11月	1月	3月																																																																	
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期																																																																	
山口市	3月	5月	7月	9月	11月	1月																																																																	
	4月	6月	8月	10月	12月	2月																																																																	
秋穂町	4月	6月	8月	10月	12月	2月																																																																	
	5月	7月	9月	11月	1月	3月																																																																	

事務一元化現況・分析調書 (2)

大項目	水道	中項目	水道事業	小項目	経理・営業																																	
事業名	水道料金の算定・収納			協定項目	22 各種事務事業の取扱い(16)水道事業																																	
専門部会名	水道部会	分科会名		コード	13-02-02-03																																	
現況				分析																																		
阿知須町		徳地町		調整上の課題																																		
<p>1 水道料金・使用水量の算定 水道料金は2ヶ月分を1期分として算定する。 (算定区分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1期</th> <th>第2期</th> <th>第3期</th> <th>第4期</th> <th>第5期</th> <th>第6期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A地区</td> <td>3月</td> <td>5月</td> <td>7月</td> <td>9月</td> <td>11月</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B地区</td> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>7月</td> <td>9月</td> <td>11月</td> <td>1月</td> <td>3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>A地区=井関川以南の地区 B地区=井関川以北の地区</p> <p>水道料金は、毎期の定例日に量水器の点検を行いその日の属する期分として算定する。</p>			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	A地区	3月	5月	7月	9月	11月	1月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	B地区	4月	6月	8月	10月	12月	2月	5月	7月	9月	11月	1月	3月	<p>該当なし</p>		<p>1市3町の水道料金の算定区分(検針期間)、徴収方法、納期、減免基準が異なっている。</p> <p>主な相違点 検針期間：小郡町のみ毎月とし、他の市町は2ヶ月に1回としているが、月の区分が異なっている。 徴収方法：山口市、山口市秋徳町水道企業団は地区(町内会)集金を実施しているが、小郡町、阿知須町は実施していない。 納期：1市3町で納入通知書、口座振替とも納期日が異なっている。 減免基準：山口市秋徳町水道企業団は特に具体的な定めがない。他の市町は具体的な定めがあるが、漏水等の具体的な定めが多少異なる。</p>	
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期																																
A地区	3月	5月	7月	9月	11月	1月																																
	4月	6月	8月	10月	12月	2月																																
B地区	4月	6月	8月	10月	12月	2月																																
	5月	7月	9月	11月	1月	3月																																
<p>2 使用水量の通知 量水器を検針したときは、使用量を水道使用量通知書により水道使用者に通知する。</p>				課題への対応																																		
<p>3 水量の認定をする場合 量水器に異常があったとき その他使用水量が不明のとき *使用水量の認定は、当該認定事由の発生前2期又は前年同一時期の実績によるものとする。ただし、実績がない場合は、日割計算等による実態見積量による。</p>				<p>新市において、地域によって取扱いが異なることは、住民サービスの公平性や新市の一体性の確保等の観点から問題であり、早期に統一を図ることが望ましいが、水道料金の一元化調整と密接に関連することから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整することとする。</p>																																		
<p>4 水道料金の徴収方法 納付書による納入 口座振替による納入</p>				<p>ただし、金融機関との口座振替媒体取引の事務が複雑になることから、納期については、山口市の例により調整する。</p>																																		
<p>5 水道料金の納期 納入通知書による場合=毎期定例日の属する月末まで 口座振替による場合=当月27日 給水装置の使用を中止又は廃止した場合はその都度徴収する。</p>				調整案																																		
<p>6 料金の調整 公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。 〔使用水量の減免に関する基準〕</p> <p>(1) 地下漏水等で、漏水箇所の発見が困難なもの (2) 電気温水器等の器具漏水(水洗便所、給水栓の漏水は除く。)で発見が困難なもの (3) 受水槽のボールタップ故障により漏水したもの (4) 凍結による給水装置及びその付帯設備の事故により漏水したもの (5) 前各号のほか、町長が特別の理由により軽減が適当と認めるとき</p>				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 (◎) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																		

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校
事業名	私立幼稚園助成（就園奨励費補助）			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育分科会	コード	18-01-01-07（09）

現況

分析

山口市・小郡町・阿知須町・徳地町

調整上の課題

- 目的
私立幼稚園の設置者が保護者に対して授業料等の減免をする場合に補助金の交付を行う。
- 補助の対象
私立幼稚園設置者が、当該幼稚園に在園する満3歳児以上の幼児の保護者に対し、入園料及び保育料を減免する場合

区 分	補助限度年額		
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子降）
生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度の納付すべき市町民税が非課税となる世帯	137,700円	196,000円	253,000円
当該年度に納付すべき市町民税の所得割が非課税となる世帯	104,900円	176,000円	246,000円
当該年度に納付すべき市町民税の所得割課税の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。）が8,800円以下となる世帯	80,400円	161,000円	241,000円
当該年度に納付すべき市町民税の所得割課税の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。）が8,800円を超え、102,100円以下となる世帯	56,500円	147,000円	237,000円

- ・ 秋穂町には、制度が無いため、町民が他市町の私立幼稚園へ入園しても補助金の交付がない。

課題への対応

- ・ この制度は、新市全域において継続して実施する。

18年度より支払い回数を山口市の例により2回に調整

秋穂町 該当なし

【補助実績額】

	私立幼稚園数	平成14年度	
		対象園児数（人）	補助額（千円）
山口市	10園	1,080	72,043
小郡町	2園	312	19,543
秋穂町	無し	0	0
阿知須町	1園	102	7,021
徳地町	1園	0	0
合計	14園	1,494	98,607

調整案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- (◎) 2. 秋穂町を除く1市3町の例により調整する。
- () 3. 新たに制度等を創設する。
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他 ()

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	図書館の状況	小項目	施設の整備状況等
事業名	管理運営・移動図書館の状況			協定項目	22-18 社会教育事業
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-05-01-03
現 況					
山 口 市		小 郡 町		秋 穂 町	
<p>【市立図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休館日 <ul style="list-style-type: none"> ・火曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日から翌年の1月3日まで ・図書整理日 ・特別整理期間(1年に10日以内) ○開館時間 <ul style="list-style-type: none"> 平日 : 午前10時から午後7時まで 土日 : 午前10時から午後5時まで ○貸出の対象者 <ul style="list-style-type: none"> 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は館長が特に必要と認める者 ○図書館資料の貸出期間及び点数 <ul style="list-style-type: none"> ・貸出日から15日以内 ・貸出点数(1人あたり) <ul style="list-style-type: none"> 図書: 10冊以内 雑誌: 5冊以内 視聴覚資料: 3点以内 ○団体貸出 <ul style="list-style-type: none"> ・貸出期間: 30日以内 ・貸出冊数: 100冊以内 ○移動図書館 <ul style="list-style-type: none"> ・貸出期間: 次の巡回日まで ○山口市立図書館協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・委員: 15人以内、任期2年 <p>【市立児童図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年10月30日閉館 		<p>【町立図書館条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員: 館長及び必要な職員を置く <p>【町立図書館管理運営規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休館日 <ul style="list-style-type: none"> ・第1、第3日曜日及び開館の日曜日の翌日の月曜日 ・12月28日から翌年1月4日まで ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・館長が臨時休館日と定めた日 ・特別整理期間 ○開館時間 <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日 午前10時から午後6時まで ・土曜日、日曜日 午前9時から午後5時まで ○館外利用の制限 <ul style="list-style-type: none"> ・1人につき5冊以内 ・期間 14日以内 		<p>【公民館図書室管理規程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休室日 <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日 ・1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで ・前各号に掲げるもののほか、館長が特に必要と認める日 ○開室時間 <ul style="list-style-type: none"> ・午前8時30分から午後5時 館長が特に必要があると認めるときは、前項の開室時間を延長し、又は短縮することができる。 ○館外貸出 <ul style="list-style-type: none"> 原則として、町内居住者又は町内に通勤、通学する者に限るものとする。 ・1人1回2冊以内 ・期間 10日以内 ○団体利用 <ul style="list-style-type: none"> ・団体貸出 1団体1回につき20冊以内 ・期間 1ヶ月以内 ○分室の設置 <ul style="list-style-type: none"> 図書室の分室を中央公民館大海分館に設置するものとする。 	
		徳 地 町			
		<p>【町立図書館条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員: 館長、司書、司書補、事務職員その他の職員を置くことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ○休館日 <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日 ・12月28日から翌年1月4日 ・国民の祝日に関する法律に定める祝日 ・同祝日が月曜日の場合は、その翌日 ・月末整理日 ・蔵書点検日(2~3月) ・前各号に掲げるもののほか、館長が特に閉館を必要と認める日 ○開館時間 <ul style="list-style-type: none"> ・平 日 午前10時から午後6時 ・土・日曜日 午前9時から午後5時 館長が特に必要があると認めるときは、前項の開室時間を延長し、又は短縮することができる。 ○館外貸出 <ul style="list-style-type: none"> 原則として、町内居住者、隣接する市町村の居住者又は町内に通勤、通学する者に限るものとする。 ・1人1回につき 図書資料10点以内、視聴覚資料2点以内 ・利用期間 図書資料14日以内、視聴覚資料7日以内 ○団体利用 <ul style="list-style-type: none"> ・団体貸出 1団体1回につき200冊以内 ・利用期間 1ヶ月以内 			

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	図書館の状況	小項目	施設の整備状況等
事業名	管理運営・移動図書館の状況			協定項目	22-18 社会教育事業
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-05-01-03
現況		分		析	
阿知須町		調整上の課題		調整案	
<p>【町立図書館条例】 ○職員：館長及び必要な職員を置く 【町立図書館管理運営規則】 ○休館日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日。 ・月曜日。ただし、月曜日が休日にあたるときはその翌日 ・12月28日～翌年1月4日 ・図書館資料整理日（原則として、月の末日。その日が日曜日に当たるときはその翌々日、月曜日に当たるときは翌日、土曜日に当たるときは前日において、その日に最も近い休日でない日を基本とする。12月は、27日とする） ・図書館資料特別整理期間（1年につき20日以内、ばく書期間含む） ○開館時間 ・午前10時～午後6時（日曜日及び土曜日にあつては、午前9時～午後5時） ○館外貸出の利用資格 ・町内に居住し、又は通勤通学する者 ・町内に所在する学校、事務所その他の団体 ・館長が図書館奉仕に支障がないと認める場合 ○館外利用の制限 ・1回につき 図書資料5点以内、視聴覚資料2点以内 ・利用期間 14日以内 ○団体等の館外利用制限 ・貸出文庫 1回100冊以内 ・利用期間 1ヶ月以内 ○移動図書館なし ○多目的ルームの使用 無料 ただし、町内に居住し、又は通勤通学する者及び町内に所在する学校、事務所その他の団体であつて、利用の目的が図書館法に基づき、規則の第2条の事業の場合のみ。</p>		<p>【館外貸出の利用資格・利用冊数の制限等】 ・利用資格については、各市町で、内容がほぼ同一であるが、利用冊数の制限等は、内容が異なる。 【休館日・開館時間等】 ・休館日については、各市町で、内容がほぼ同一であるが、開館時間等は、内容が異なる。 【移動図書館の運営】 ・山口市のみにある制度である。</p>		<p>【館外貸出の利用資格・利用冊数の制限等】 () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 (◎) 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 ()</p> <p>【休館日・開館時間等】 () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 (◎) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 ()</p> <p>【移動図書館の運営】 () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 (◎) 2. 山口市の例により調整する。[ただし、新市移行後、出来るだけ早い時期に運営出来るようにするものとする。] () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 ()</p>	
		課題への対応			
		<p>【館外貸出の利用資格・利用冊数の制限等】 ・住民へのサービスは高い方へ合わすことを原則とし、新たに制度等を創設することとする。 【休館日・開館時間等】 ・諸状況を鑑みて、必ずしも全館を統一する必要はないと思われるが、各館・各地域の特性等を考慮して、速やかに調整するものとする。 【移動図書館の運営】 ・新市として全域で行うべき制度であり、運行路線・ステーション・時刻表等を策定し、山口市の例により調整するものとするが、各地域の状況等もよく考慮しないとイケないため、新市移行後、出来るだけ早い時期に調整を終え、運営ができるようにするものとする。</p>			
		<p>各図書館の休館日、開館日及びボランティアへの対応については、現行のまま新市に引き継ぐ。 山口市のみにある移動図書館や団体貸出、郵送貸出制度については、山口市の例により調整する。ただし、移動図書館については、新市移行後、出来るだけ早い時期に運営出来るようにするものとする。 利用冊数の制限については、新たに制度等を創設する。 館外貸出の利用資格及び学習サークルへの補助金交付については、新市に移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。</p>			

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	交通安全対策の状況	小項目	交通災害共済制度
事業名	交通災害共済制度見舞金			協定項目	22-20 その他事業の取扱いについて
専門部会名	住民部会	分科会名	住民生活・広報広聴分科会	コード	23-07-02-02

現況

分析

交通災害共済制度

I 運営方式・掛金について

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
運営方式	全労災委託	山口県町村会	山口県町村会	山口県町村会	山口県町村会
掛金	1人につき520円 ただし、途中加入者は、 月割。(45円/月)	1人につき500円 中学生以下、70歳以上は、 300円。 80歳以上、身体障害者(児) 1～3級、療育手帳A、精神障害 者(児)1・2級の人掛金は、 町が全額負担し、手続きも町 が行う。	1人につき500円 中学生以下、70歳以上 は、300円。	1人につき500円 中学生以下、70歳以上 は、300円。	1人につき500円 中学生以下、70歳以上 は、300円。

II 見舞金について

(1) 死亡見舞金

(単位：円)	山口市・小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町
死亡見舞金	1,000,000
交通遺児見舞金	—

(2) 傷害見舞金

山口市(円)		
入院(180日を限度)	1日につき	1,000
通院	10日以内	7,000
	11日以上	9,000
	21日以上	12,000

31日以上10日増すごとに5,000円を加算。
最高で91日以上で47,000円。

小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町(単位：円)

等級	災害の程度	見舞金額
1等級	死亡	1,000,000
2等級	360日以上の治療を要する傷害	230,000
3等級	300日以上360日未満	180,000
4等級	240日以上300日未満	140,000
5等級	180日以上240日未満	105,000
6等級	130日以上180日未満	80,000
7等級	90日以上130日未満	65,000
8等級	75日以上 90日未満	50,000
9等級	60日以上 75日未満	40,000
10等級	45日以上 60日未満	32,000
11等級	30日以上 45日未満	23,000
12等級	21日以上 30日未満	16,000
13等級	14日以上 21日未満	13,000
14等級	7日以上 14日未満	10,000
15等級	7日未満	7,000

調整上の課題

- 運営方式
 - 運営方式に相違がある。
山口市は全労災へ委託、小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町は町村会に加入。
- 掛金
 - 掛け金及びひ掛け金を設定する区分(一般、中学生以下、高齢者、身体障害者等)に相違がある。
- 見舞金
 - 山口市と4町で傷害に対する見舞金額が異なる。

課題への対応

交通災害共済制度は、任意加入の制度であるものの、共済制度の目的(被害者の救済)等の観点から考えると、山口市の全労災委託は掛金が4町より高いが見舞金は少額であることなど課題がある。

町村会は、新市の交通災害共済加入受け入れについて、可能であるとの見解を出しており、町村会加入の方式が最も市町間の相違の調整が容易であることから、調整案として提案する。

ただし、次の事項については1年間現行どおりとする。

小郡町の80歳以上、身体障害者1～3級、療育手帳A、精神障害者1,2級の人に対する掛け金に関する町の負担について

平成17年度中は、町村会での対応が難しいということから現行のまま(山口市：全労災、4町：町村会)とする。
小郡町の制度である、80歳以上、身体障害者1～3級、療育手帳A、精神障害者1,2級の人に対する掛金等の町の負担については、1年間(18年度内)は、現行どおりとする。

【調整案】平成18年度は、現行どおり(山口市：全労災、4町：町村会)として、19年度に新方式を決定する。

調整案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- (◎) 2. 秋穂町・阿知須町・徳地町の例により調整する。
- () 3. 新たに制度等を創設する。
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他()

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	交通安全対策の状況	小項目	その他各種交通安全対策
事業名	防犯灯設置等補助金			協定項目	22-19 コミュニティ施策
専門部会名	住民部会	分科会名	住民生活・広報広聴分科会	コード	23-07-03-05

現況

分析

調整上の課題

防犯灯設置補助金

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
条件	防犯灯新設に要した経費	5万円以上のもの	区が新たに防犯灯を設置する場合	夜間の交通に支障がある。	取付場所が確保されている。
	補助金を交付していない、防犯灯の取替えに要した経費	(5万円未満は、社会福祉協議会が2分の1補助)	区が既に設置している防犯灯を改修する場合(消耗品の交換は除く)	既存の電柱またはこれに類するものに取付ける。	
	補助金を交付し、概ね15年以上経過し老朽化した防犯灯の取替えに要した経費			既存の電柱がない場合は、灯柱を設けることができる。	
	取替えの場合、旧防犯灯の解体、撤去費は対象経費としては取り扱わない。				
維持管理	地元の負担	自治会	自治会	地元	自治会
補助率及び限度額	2分の1 1灯につき 25,000円	2分の1	全額	2分の1以内 11,000円	全額
電気料金補助	なし	なし	なし	なし	なし

・各市町において防犯灯は補助対象となっているが、補助基準(補助率、限度額)が異なっている。
・各市町とも防犯対策協議会に補助金を交付している。

課題への対応

・防犯灯設置については、限度額を設けず、事業費の2分の1補助で調整する。
・電気料金の補助について、防犯灯設置促進のため、1灯につき年間500円の助成を行う方向で調整する。
・防犯対策協議会については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。

防犯灯設置に対する補助対象は新設だけでなく、経過年数に関係なく、既設防犯灯の修理についても対象とする。
電気料金の補助を始めとする新制度の実施時期については検討を要するが、17年度については旧制度を継続する。

調整案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- () 2. 市・町の例により調整する。
- (◎) 3. 新たに制度等を創設する。
(ただし、防犯対策協議会補助金については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。)
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他 ()

防犯対策協議会補助金 (平成14年度実績)

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
山口市防犯対策協議会	2,506,000円				
小郡地区防犯対策協議会	970,000円	870,000円	352,000円	386,000円	
小郡町防犯対策協議会		50,000円			
秋穂防犯対策協議会			54,000円		
阿知須町防犯指導委員会				実績なし	
防府地区防犯対策協議会					950,000円

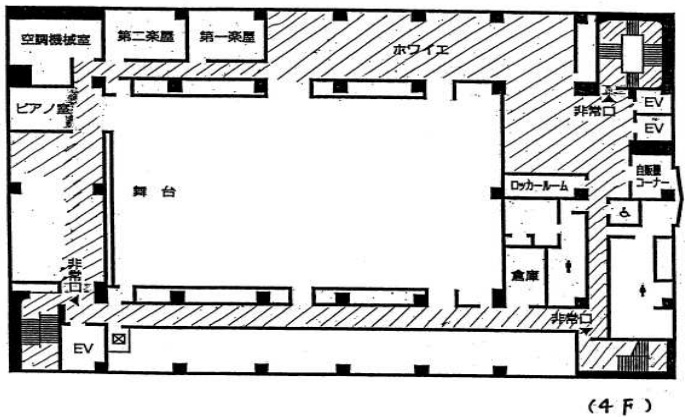
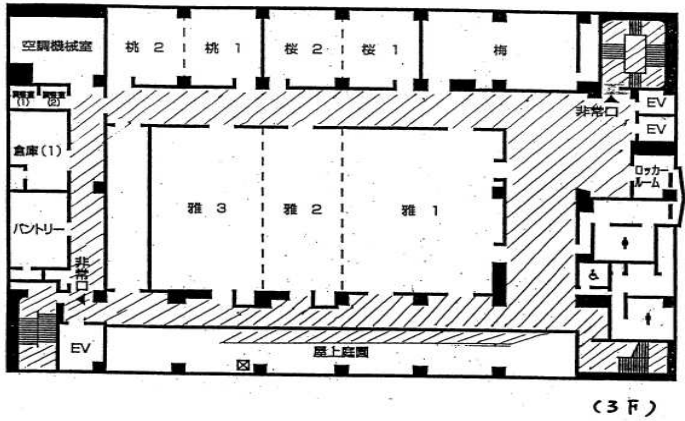
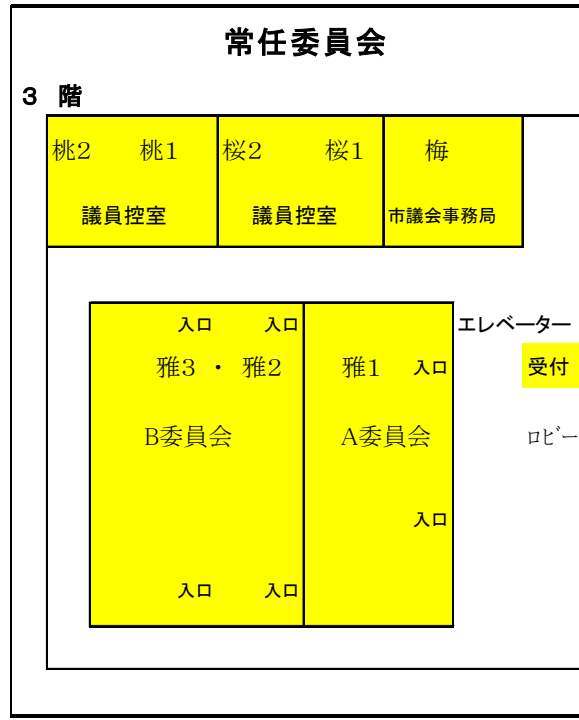
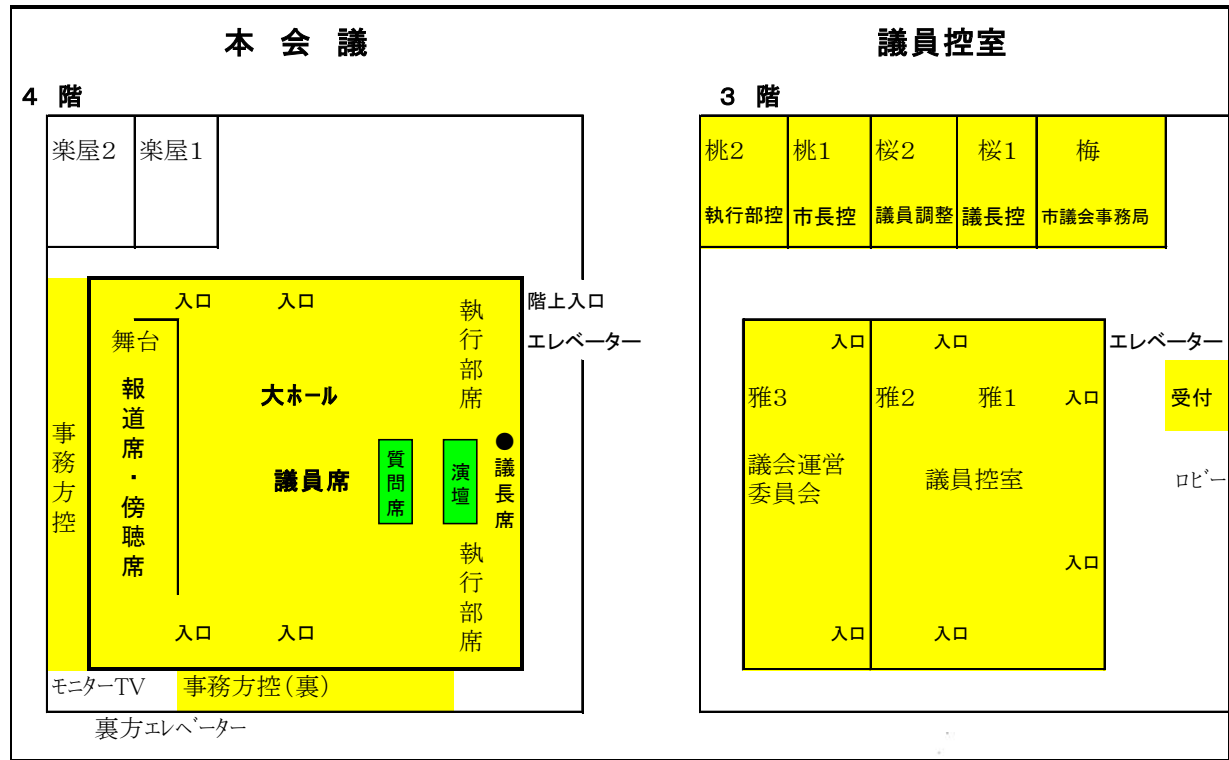
事務一元化現況・分析調書

大項目	議会	中項目	議会の状況	小項目	運営
事業名	会議の開催（本会議場）			協定項目	
専門部会名	議会部会	分科会名		コード	05-01-02-02

現況

分析

「ぱるるプラザ山口」



参考資料

調整上の課題
課題への対応

1 在任特例期間中における本会議場の位置等
 (1) 在任特例期間中においては、本会議場を「ぱるるプラザ山口」に置く。
 ※ 施設改修を含む経費の観点、100台以上の車両が駐車可能となる施設の有無の観点による「ぱるるプラザ山口」の優位性から、当該施設を一定期間仮押さえることを第1回議会運営協議会において確認済み。
 (2) 定例会の会期中においては、「ぱるるプラザ山口」内で各常任委員会、議会運営委員会、その他の会議を開催する。
 【理由】各種の議会審議を1施設で統一を行うことにより、「ぱるるプラザ山口」を「在任特例期間中の議会棟」として位置付けることができ、市民に対し、「議会審議が行われている」ことをわかりやすくアピールすることが可能。上記により傍聴希望者の混乱を解消。施設及び駐車場の規模等から、委員会審査の傍聴（委員外議員、一般傍聴希望者）が容易。
 (3) 本会議及び常任委員会開催日には、「ぱるるプラザ山口」内に事務局機能の一部（議事担当部門）を置く。

- 2 本会議場等としての「ぱるるプラザ山口」の施設利用（左記平面図）
- (1) 本会議開催日の施設利用
- ① 3階フロア
 - ・梅 議会事務局の執務室
 - ・桜1 議長控室
 - ・桜2 本会議開催中に何か調整事項が生じた際の会議室
 - ・桃1 市長控室
 - ・桃2 執行部用の調整室
 - ・雅1及び雅2 議員控室
 - ・雅3 議会運営委員会室
 - ② 4階フロア
 - ・舞台下 議長席、議員席、演壇、質問席、執行部席を設置
 - ・舞台 報道席及び傍聴席（約80人程度）
- (2) 委員会開催日の施設利用（1日2委員会開催）
- ・梅 議会事務局の執務室
 - ・雅1 A委員会
 - ・雅2と雅3（間仕切りを撤去） B委員会
 - ・桜1、2 委員控室
 - ・桃1、2 委員控室

調整案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- () 2. 山口市の例により調整する。
- () 3. 新たに制度等を創設する。
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- (◎) 7. その他 ()

事務一元化現況・分析調書

大項目	議会	中項目	議会の状況	小項目	組織・機構																									
事業名	委員会の状況			協定項目																										
専門部会名	議会部会	分科会名		コード	05-01-01-02																									
現況				分析																										
調整上の課題																														
<p>◎常任委員会の名称、委員定数 〔平成17年7月1日現在〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">山口市</th> <th style="width: 15%;">小郡町</th> <th style="width: 15%;">秋穂町</th> <th style="width: 15%;">阿知須町</th> <th style="width: 15%;">徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務委員会 8人</td> <td>総務委員会 6人</td> <td>総務文教常任委員会 8人</td> <td>総務常任委員会 6人</td> <td>総務常任委員会 6人</td> </tr> <tr> <td>教育民生委員会 8人</td> <td>教育民生委員会 6人</td> <td>産業福祉常任委員会 8人</td> <td>教育民生常任委員会 5人</td> <td>経済建設常任委員会 5人</td> </tr> <tr> <td>経済委員会 7人</td> <td>経済委員会 5人</td> <td></td> <td>経済建設常任委員会 5人</td> <td>文教民生常任委員会 5人</td> </tr> <tr> <td>建設委員会 7人</td> <td>建設委員会 5人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口市議会委員会条例 ・小郡町議会委員会条例 ・秋穂町議会委員会条例 ・阿知須町議会委員会条例 ・徳地町議会委員会条例 				山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	総務委員会 8人	総務委員会 6人	総務文教常任委員会 8人	総務常任委員会 6人	総務常任委員会 6人	教育民生委員会 8人	教育民生委員会 6人	産業福祉常任委員会 8人	教育民生常任委員会 5人	経済建設常任委員会 5人	経済委員会 7人	経済委員会 5人		経済建設常任委員会 5人	文教民生常任委員会 5人	建設委員会 7人	建設委員会 5人				<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会数を何委員会にするかによって、1委員会の委員数、審議時間、会場のスペース、委員会の日数等が異なってくる。 (審査時間については、委員会数が少ない場合、所管事項が多くなるとともに所管部局の入れ替えによる休憩が多くなる。また、委員数が多いため質問が多くなると推測されることから、審査時間が長くなると判断する。) ・ 定例会開催期間中において1日に開催する常任委員会数を決定しておく必要がある。 	
山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																										
総務委員会 8人	総務委員会 6人	総務文教常任委員会 8人	総務常任委員会 6人	総務常任委員会 6人																										
教育民生委員会 8人	教育民生委員会 6人	産業福祉常任委員会 8人	教育民生常任委員会 5人	経済建設常任委員会 5人																										
経済委員会 7人	経済委員会 5人		経済建設常任委員会 5人	文教民生常任委員会 5人																										
建設委員会 7人	建設委員会 5人																													
				課題への対応																										
				<ol style="list-style-type: none"> 1 常任委員会数 <ol style="list-style-type: none"> (1) 在任特例期間中においては、8とする。 (2) 在任特例期間経過後においては、4とする。 2 定例会開催期間中において1日に開催する常任委員会数 <ol style="list-style-type: none"> (1) 在任特例期間中においては、2とする。 (2) 在任特例期間経過後においては、2とする。 																										
				調整案																										
				<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 (◎) 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 () 																										

